

令和2年3月13日（金曜日）

（会議第3日目）

応招議員

1 番	小 永 正 裕	2 番	矢 野 依 伸	3 番	山 本 久 夫
4 番	山 崎 正 男	5 番	浅 野 修 一	6 番	吉 尾 昌 樹
7 番	濱 村 美 香	8 番	矢 野 昭 三	9 番	宮 地 葉 子
10 番	澳 本 哲 也	11 番	宮 川 徳 光	12 番	池 内 弘 道
13 番	中 島 一 郎	14 番	小 松 孝 年		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	松 田 春 喜
総 務 課 長	宮 川 茂 俊	企画調整室長	西 村 康 浩
情報防災課長	徳 廣 誠 司	住 民 課 長	尾 崎 憲 二
健康福祉課長	川 村 一 秋	農業振興課長	宮 地 丈 夫
まちづくり課長	金 子 伸	産業推進室長	門 田 政 史
地域住民課長	青 木 浩 明	海洋森林課長	今 西 文 明
建 設 課 長	森 田 貞 男	会 計 管 理 者	小 橋 智恵美
教 育 長	畦 地 和 也	教 育 次 長	藤 本 浩 之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 沖 美 佑

議 事 日 程 第 3 号

令和2年3月13日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

令和2年3月13日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

総務教育常任委員会に付託しておりました、陳情第12号から14号までは審査未了となりましたので、議題としないことを報告致します。

以上で諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは私の方から、議案の訂正のお願いを申し上げます。

先日開催されました産業建設厚生常任委員会におきまして、本議会に上程させていただいております議案第74号につきまして、第3条、組織条項の中の委員を学識経験者のうちからというところの、学識経験者の範囲についてのご指摘をいただきました。

委員会からは、学識経験者という記載で運用について少し窮屈になるのではないかとようなご意見も賜りまして、以下、同様の趣旨で上程させていただいております30議案につきまして精査をした結果、議案第73号、74号、77号、78号、79号、80号、81号、82号、83号、88号、91号、97号、98号、99号、および100号の15議案につきまして、同様の主旨でご指摘をいただいた、同様の主旨で少し記載について窮屈な運用が想定されるということが判明致しました。

従いまして、この15議案にあります学識経験者という記載を、識見を有する者と訂正をさせていただきたいと思っております。大変多くの議案の訂正となりまして、大変申し訳ございません。ここにおわびを申し上げますとともに、黒潮町議会会議規則第19条に基づきまして訂正の方をお願い致したいと思います。

よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで町長の発言を終わります。

お諮りします。

ただ今、町長の発言のとおり訂正することに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、町長の発言のとおり訂正することを許可することに決定致しました。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

澳本哲也君。

10 番（澳本哲也君）

おはようございます。

早速ですがもう始めたいと思いますが、今回の一般質問は2点、私が通告しておりました。

1 番目の人権に関しての質問は、まず、僕は取り下げさせていただきますということをお願いします。提出した日が20日で、学校の一斉休校を発表した日が27日でした。まず、教育委員会には、取りあえず学校の対応、そして子どもたちの対応をしっかりと行ってもらうことが何より最優先と考え、この質問を近いうちにまた再通告させていただきます。これから、また子どもたちは、心の方もこれから必要になってくると思います。メンタルに関してほんとに子どもたち不安定になってくると思います、コロナウイルスに関して。そこらへんのことを教育委員会にまたしっかりと対応よろしくお願ひしたいということを伝えておきます。

そして、この新型コロナウイルスにより、さまざまな分野で影響が拡大をしています。人権に関しても、この新型コロナウイルスに関して、差別を受けるという事案がまた世界中で発生をしていくことは事実であります。テレビから聞こえてきた言葉に僕は震えました。新型ウイルス、コロナウイルスも怖いですが、それよりも怖いのは差別を受けることだ、ということが聞こえてきました。本当に怖いと思います。本当に人を大切にすること、人権がいかに大切かということをつくづく感じた時間でした。まず、家庭からこんなことを考え、そして家庭から啓発活動をしっかりとやってもらう。そういったことを教育委員会の方からも発信をしてもらいたいと、つくづく思ったことでありました。

それでは、2 問目の第一次産業後継者問題について質問をさせていただきます。

第一次産業の後継者育成を積極的に町は行っております。が、必要になってくる免許、資格というものが必要になってきます。

まず、漁業では船舶免許、そして漁業無線、機関長など、さまざまあります。漁業に関して取得するには、最近では近場での開催がありましたが、遠くは九州や尾道などに行かなければならないという事案も発生しております。人数が集まらないと開催できない、人数が集まらないと中止するというような場合が多々あることは事実であります。そしてさまざまな免許、資格を有することに漁師たちは多額の費用が掛かるのも現実であります。

近年では、漁業の場合、ほんとに近場ではありません。交通費、宿泊費が掛かるのも事実であります。免許を若い後継者が取得した後、何ととっても嬉しいことは、一人一人が免許を取ることで責任感が芽生え、仕事の効率、そしてやる気にもほんとに影響があるということを聞きました。農業の方では、近年、トラクターの無免許運転を摘発されたという事案が宿毛の方で発生しておると聞きました。それを聞き、農業者が多く自動車学校に通っているというのが現実であります。また、その費用も10万円近く掛かるというのが現実です。林業にも必要な免許、資格がほんとに、調べてみたら多々あるということを知りました。

そこで、まず、免許、資格取得について、補助はできないか、助成はできないかということをお尋ねします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

おはようございます。

それでは後継者問題のカッコ1の、免許、資格取得について補助はできないかについての質問にお答え致します。

本町の産業構造は第一次産業が中心であり、担い手対策は喫緊の課題で、事業継続上必要な免許取得は大変大切だと考えております。免許、資格につきましては、各産業分野にわたり、ここでは農業および漁業分野に

絞ってお答え致します。

まず初めに、農業分野においては、後継者育成を推進する事業としまして、新規就農を目指すための研修に對しての補助、担い手支援事業、および新規就農直後の営農確立を支援する制度、農業次世代人材投資事業経営開始型があります。研修中には、研修生に研修助成金として毎月定額を補助するものでございます。研修助成金は農業研修に要する図書教材、研修視察費、生活費等となっております。免許取得につきましては、有効に活用できるものと考えております。また経営開始後は、経営が不安定な就農直後を支援する事業となっております、この補助を活用し、経営に必要な免許、資格を取得できるものと考えております。

次に、漁業につきましては、現在高知県漁業就業者支援センターの支援として、免許の取得にかかわる受講料の補助制度がございます。第1級小型船舶操縦士、第2、第3級海上特殊無線技能免許がございます。しかしながら、残念ながら、大型船舶、20トン以上のカツオ、マグロに必要な船長、機関長、そして航海士の海技免許につきましては、今のところ制度はございません。

今後は、高知県漁業就業者支援センターの事業の中で制度の構築ができないか協議を重ね、実現に向け努力していきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

農業の場合は今の制度上の予算でどうにかできるということですが、漁業に関しては小型船舶があれですけれども、無線機、そして機関長はないということです。

この無線もですね、まず、1つの無線じゃ駄目ということを知っていますよ。大型船、大きくなるにつれて。そういうところも一つの免許にやっぱり15万くらい掛かる。機関長もやっぱ15万くらい掛かる。それが現実なですね。

そこらへんを町として、ほんとにカツオ船、マグロ船が当町にはあります。また最近、今年に入ってますね、またこのカツオ船の漁もほんとに危機感を持っているようなことが現実です。餌がない、そして漁獲も少ない、単価の方もほんとに低迷している。今年がほんとに正念場じゃないかというようなことをちらっと聞きました。

そういうこともありますので、ぜひともこのカツオ、マグロ、そしてこの一級船舶。ほんとに町として、ある程度の助成はできないかなというようなほんとにあれですけれども。

どうでしょう、課長。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

現在、先ほど答弁しましたように海技士免許、非常に指摘のとおり、新規取得は広島県の尾道であったり、そして講習は高松であったり、県内ではなかなかそういう集まりにくい状況がございまして、遠方に行って免許を取る。しかも、6級の海技士施設では6日から12日、これは5級とか4級とか、いわゆる機関出力とか、それから船の大きさによって、海域によって免許取得違ってありますが、非常に多くの時間と労力が掛かるのが実情でございます。

そういうことからして、そしてまた町はですね、現在、カツオ一本釣りの支援について非常に危機感を持っております。アニサキス問題はじめ、そして現在のコロナウイルスで、魚をなかなか飲食店に卸してもなかなか買い控えがあつて、なかなか価格が上がらないという状況もありますので、すぐにというわけではございま

せんが。まずは、先ほど言ったように県の、今年カツオ一本釣りの総合対策を県の方でも検討するということありますので、その制度の中でまずはこの漁業就業者支援センターがございますので、その中で提案できるかどうか、努力してみたいと思っております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ぜひともですね、努力の方よろしくをお願いします。

そしてもう 1 点です。

その免許取得するのにですね、今現在、町として船舶免許の更新の方はやってくれていると思うがですけども、新規取得する場合ですね、実施の開催場所や、そういうところが全然、その漁業者が知らないとか、どこでやってんのか分からないとか、結構聞くんです。

そういうことは、やっぱりきっちり一年間のスケジュールみたいなものを町として把握していただけることはできないでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

再質問にお答えします。

そういう情報につきましては、町の方では入ってきた場合、漁業を通じて周知徹底を図っていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。

それともう 1 点、農業に関してですけども。

ほんとに今このトラクターの免許、大型特種免許ですかね、これを取っている人がかなりおると思うがですけども。まず、農業振興課長にちょっと聞きたいがですけども、この免許取得率、黒潮町でどれくらい取っているかというのは調べたことあるでしょうか。

お願いします。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

再質問にお答えを致します。

まずですね、町内のトラクターの所有総数というものが、町の方では把握できておりません。その部分で推測するとですね、まず、町内の専業農家、それから兼業農家の総数が、2015 年の農林業センサスでは 438 戸となっております。ほぼそこに近い数字かなというふうにも考えておりますし、町の住民課の方で、小型特殊自動車の農耕作業自動車として登録されている台数が現在 670 台となっております。それがトラクター全てではなくてですね、例えばコンバインであるとか、田植え機であるとかいう部分が含まれておりますので、重複する部分があると思いますので、単体ではないというふうにも考えております。

また、大型免許が取得必要なのは、ご存じのとおり、トラクターで言えば幅が 1 メートル 70 を超えるという

ことがされますので、全てが大型免許が要するというふうには考えておりません。

それで取得につきましては、こないだ四万十自動車学校の方へ確認を致しましたら、去年の12月から今年の2月にかけて、入校されて、免許を取得された、また入校中の方が、今現在30名おられるということです、その割合かなというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

何で僕こんなこと聞くかという、まずですね、もしものことを考えるんですよ。免許がなく、もしも人身的な事故があった場合、ほんとにこれでいいのかなと思うんです。やっぱり自分は、交通事故でわが息子を亡くしております。そういうことを考えると悼まれない。やっぱりきちっとこういう対策をしたら防げたことがいっぱいあるんじゃないかなと思って、この質問をしています。やっぱりそういうことを行政の方からも、しっかり免許取ってますか、そして、保険の方もちゃんとかけてますか、というような指導もですね、これから必要になってくると思いますので、農業の方よろしくお願いします。

そして、今月広報の方で担い手支援事業、こういうようなチラシが各戸に配られてきました。なかなかすごいなと思ったんですが。

まず、これ町内限定のチラシですか。

お願いします。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

チラシの配布につきましては、町内の広報と同時期に配布しておりますので町内限定です。

研修資格につきましては、研修中に町内に住所を有すれば、今町外の方でも、研修の申し込みは可能ということでございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

ぜひともですね、こういうものを活用してもっともっと、県外、県内の全域にですね、こういうものを配ってはどうかと思ったんです。その質問だけです。

それと、あとこの研修募集にも、そういうさっきの免許のことなんかもちらっとはめてもうろうた方がいいんじゃないかなと思いました。

まずですね、これからは第一次産業の携わる、こういうような若い後継者、ほんとに大事です。こういう問題をまだまだこれから発生してくると思います。また、第一次産業ではなく店舗の方もですね、閉店するというような現実もあります。そういった後継者対策もこれから必要になってくると思います。

これからは特に、切れ目のない子育て支援を当町はやっておりますけども、切れ目のない後継者対策もこれからほんとに必要になってくるのではないかと思います。まち・ひと・しごとの、しごとの方でも、人口減少のことで取り組んでおりますけども、まずそういった形でこういうような後継者対策も必要になってくるのではないかと思います、町の執行部の皆さん、よろしくお願いします。

以上で、僕の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで澳本哲也君の一般質問を終わります。

次の質問者、濱村美香君。

7 番（濱村美香君）

それでは、通告書に基づき質問をさせていただきます。

今年に入り、1 月中旬、日本で最初に新型コロナウイルス感染者が出ました。以降、国もさまざまな対策、対応をしてきたところです。2 月 29 日には、高知県でも感染患者が発生しました。それに伴い、黒潮町もまん延防止のため、さまざまな対策を講じております。そして慎重に対応をしている状況があります。年度末の業務に加えて、各課多忙を極めていることと思います。その新型コロナウイルス感染症に関連して質問をさせていただきます。

1、事業者支援。カッコ 1、今全国的な課題となっている新型コロナウイルス感染防止対策として黒潮町も万全な対応を実施しているところでありますが、平成 30 年度の黒潮町内宿泊者数を参考にとすると、特にこの 3 月は、8 月に次いで毎年多くの方を宿泊等で受け入れをしている時期です。しかし、まん延防止の対策の一つとして、スポーツに関する合宿等の団体での受け入れを中止しているのが現状です。観光関連宿泊業者や飲食業者、小売業者にとっては大きな痛手であると考えます。

3 月中、受け入れを休止することの経済的損失は幾らになるか問います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは濱村議員の、経済的損失のご質問に答弁させていただきます。

本町のスポーツを含めた総宿泊者は、昨年度の実績では 8 月が最も多く、年間の約 16 パーセント、次いで多いのが 3 月の 12 パーセントであります。そのうちスポーツの実績だけを抜き出してみますと、8 月が 19 パーセント、次に 3 月が 18 パーセントとなっております、ご指摘のとおり、3 月はスポーツツーリズムにおきまして大変重要な時期であります。

しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症対策として住民の安全を第一に、併せてお越しいただく皆さまの態勢も万全と断言をするには至らないこと等を総合的に判断をし、当面 3 月中の受け入れを全面自粛の決定に至りました。

また、直接経済被害の出る宿泊業者の皆さまにつきましては、2 月の 29 日に意見交換会を開催させていただきました、ご理解をいただいたところです。

ご質問のこの間の受け入れ自粛によりまして、スポーツに関しましては 20 の大会や合宿が取りやめということになりました。お越しいただく皆さまは、選手や指導者の人数で 1,915 人、町内の延べ宿泊数で 2,755 人泊、こちらが取りやめということになっております。その他にも、お弁当の事業者さんや飲食の事業者様にも影響が出ております。それらの直接的な町内被害額は 2,290 万円と算定をしており、そこから算出致します間接的な経済被害、その総額を求めますと、約 3,250 万円となっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

具体的な金額をありがとうございました。

その聞き取りに関して、どのような方法で聞き取り、どのような事業者に対して何件でいうところを聞かせていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問に答弁させていただきます。

まず、3月中の本町が誘致を致しました大会とか合宿等につきましては、必ずしも全てのチームが3月末まで配宿が決まっているわけではございませんで、総数での評価になります。その中で、お越しいただいております皆さまが計画どおりにお泊りになられるとしたときには、宿泊施設の方では1,764万8,631円、約1,770万と、こういうことになっています。

それからお弁当の方も、来ていただいた皆さまにしっかりとした運営ができて、計画どおりにお配りするということを前提に致しますと167万9,000円。

それから、お越しいただきました指導者の皆さま等々と必ず懇親会をやらしていただくようになっています。それは全国各地の指導者の交流を含めてという趣旨でございまして、こちら飲食の方が76万円。

そのほか、業者ではございませんが会場使用料につきましても51万3,000円のマイナス。ならびに砂浜美術館が第3種の旅行業を持っておりまして、そちらの方がさまざまな手配をさせていただいております。そこに入るいわゆる手数料、こちらの方が227万9,000円。こちらの方を合計しますと2,400万円程度になることになっておりまして、それに間接経済効果を算定するときに用います補正係数1.42を掛けますと、大体先ほど申し上げた額が被害総額ということになります。

また、宿泊事業者様につきましては、今までご協力をいただいている宿泊施設には全てヒアリングを掛けさせていただいておりますけれども、飲食等はかなり広範囲に及ぶことから全ての所ということにはなっておりませんけれども、このスポーツ誘致で懇親会を予定していた会場についての被害額は算定をさせていただいております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

スポーツに関連する合宿に関してこれだけだけの経済損失があるということは、もっと小さな個人事業主であるとか、そういう所は口には出せてないけれども大きな損失を抱えているんじゃないかという思いがします。そのことに関しての聞き取り調査はできていますでしょうか。

全てスポーツに関連して、全てのことはできていないかもしれませんが想定できる範囲での、例えばお弁当業者さんが材料とかそういうものを自分で確保できるわけではなくそこに関連していることとか、そういうことも派生していくことがすごくあると思うんですが。

そうことに関して、聞き取りをしているかどうかというところを教えてください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

想定されます、つまり間接被害が出る恐れのある、先ほど申し上げました宿泊、飲食以外、お弁当以外の所ではですね、例えば物販の道の駅でありますとか、あるいは合宿に来ていただきました、あるいは大会にご参加いただきましたチームの皆さまには、当町が有しております体験型の観光メニュー等の推進を積極的に提案をさせていただいているところです。そういった体験型施設および道の駅につきましては、もう聞き取りに入っております。

ただ、期間がちょっと短いもので、実際的な経済被害となりますと、恐らく3月いっぱいを持って前年同月比でも比較してみると。こういった作業が必要になってこようかと思いますが。まず、肌感覚としても道の駅の方からは入り込みでは7割程度、こういったようなご意見をいただいておりますし、飲食はさらに厳しくてですね、3月中の見通しは下手すると7割減でしょう、というようなご意見もいただいているところです。

従って、今、係の方が手分けをして各業者さんの所にヒアリングを掛けておりますので。

今後、とにかく国にこの今回の経済被害に対する救援措置を強く求めていかなければならないと思うんですけども、その際にしっかりとしたデータを持ってですね、うちの町のレベルでもこのぐらいの被害が出ていますってということでかちっとこう強く言う材料というように、今精査をさせていただいているところです。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

うちの町は細かなところにいつも目配りとか気配りをさせていただいているので、きっとこぼれることはないと思うんですけど、ヒアリングの際には、やっぱりどのようなことに困っているのかっていうことを細かく聞き取りをしていただきたいのと、大きな所よりやっぱり小さな所にそのしわ寄せって大きくいくと思いますので、そこらへん聞き取りの内容等も工夫をさせていただいて。

本当に大変な状況、どういう状況かなというのをここ2、3日、ちょっと飲食業のお店を回ってみました。そしたら宴会の休止どころか、もう個人での飲食も自粛をそれに伴ってしているような状況で、ほとんどお客さんはもうゼロという状況でした。これから週末にかけて、またちょっと家族で行くとかかという話もある所もあるかもしれないんですけど、やっぱり全体的なこの自粛ムードが飲食業やこういう業者さんにどれだけの影響を与えているのかっていうのはやっぱり丁寧にヒアリングをさせていただいて、その声も聞いていただきたいと思います。日ごろつながっている事業者は割と規模も大きくて持久力、体力もあると思うんですけど、小さい所ほどやはり弱い。もうちょっとした、1週間、2週間のことが大打撃ということもあります。ひと月を待てる余裕というものがないかもしれませんので、そこらへん細かく丁寧にヒアリングをして、救済の支援を国に求めていただきたいというふうに思います。

2つ目の質問にいいですか、そのまま。

カッコ2、コロナ感染症による損失を補う対策として、現時点で町としての救済支援は考えているか、問います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは2問目の、事業者支援についてのご質問に答弁させていただきます。

今回、緊急的に対応されます新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の皆さまに、国として政府系の金融機関を拠点として個別の経営相談窓口を開設いただいているところです。内容、幾つかございますけれ

ども、例えば当面の資金繰りに関しましては、町として対象事業者の認定を行いますセーフティーネット保証4号および5号がございます。

この保証4号は、幅広い業種での借入れが可能でありまして、保証協会が100パーセントの債務保証ということになっています。

保証5号につきましては、先日業種も公表されましたけれども、少し絞られますが前年度の同月比マイナス5パーセント以上の減少幅、こういったものを有する事業体に対しましてが対象ということになっております。

いずれにしても当面しのがなくてはなりませんので、この間の速やかな融資が受けられるよう、商工会や町内金融機関と連携し、事業者に対してまずは周知の作業を進めているところです。

また、労働局の助成金事業としまして、雇用調整型の助成金の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例対象が拡大ということになりました。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対しまして、事業の休業計画届けなどにて雇用労働者の休業手当などを助成するものであります。

今後はハローワークとも連携し、町内事業者への速やかな周知を図っていくこととしておりまして、町と致しましては今回の新型コロナウイルス関連の助成金事業等の状況把握に一層努め、相談支援の強化など、まずはできることの迅速な対応を行ってまいります。

現段階におきましては町として単独でできることにつきまして限りがございますけれども、今後早急に、この経済被害対策についての制度設計協議に入ります。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

先ほど、町長がハローワークと連携もし、というところで雇用調整助成金という制度が早いうちから創設されて、こういうふうな助成金可得れますという広報はあります。ありますし、その状態に応じてかなり追加項目が増えてきて、緩くなってきてさらに使いやすい助成金の制度になっているかと思うんですけども。

その制度の網の目からこぼれてしまう事業者というのは、どういう事業者がありますでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

まずは、雇用助成金の制度につきましては被雇用者があられてということが大前提ですので。例えば、先ほどの質問でもご指摘いただきましたこの個人経営ですとかですね、そういった所にはなかなか対象となりにくいっていうこと、事実上対象にならないと。こういうことが想定されます。

従って、恐らくこれから国もそういったところも十分分かっていて、議論の進捗（しんちよく）とかを確認させていただきますとそういったことも発言で出てきておりますので、そういったところで町で単独で組む施策についても組み合わせで何とかまいこといかんかなみたいな協議をですね、早急にやらなければならないと思っています。

ただ、今回ですね非常に難しいのは、もしかすると町が単独で打とうとする経済対策事業につきましても、一定国から指針が出る可能性があります。というのは、ある意味感染症以外の外部的要因で落ち込んだ景気を回復させるこのプロセスを保証する経済対策の仕組みと、感染症予防を進めながら経済対策を打つということ

は、少しちょっとずれがあります。国でも相当議論されているようですけれども、例えばプレミアム付きの商品券とかもですね、ある意味消費喚起を促した上でこれまでの経済被害を回復しましょうっていう取り組みとしては、経済の視点からは非常に有効な手だてとは思うんですけれども、その消費喚起を行う上での町内での移動、こういったものがですね感染症予防の視点からどう評価されるのかというのは少し国の専門家のご意見もいただかなければならないようなことになっておりまして、少しもしかしたら国から指針は示される可能性もあります。

しかしながら、当町のような本当に小さい町で、そこで多くの一人個人経営主の方が頑張っておられるこの状況も間違いなくしっかりと国には伝えてまいりますし、可能な限り、国の助成が当たらない所についてはですね、町は何らかの形で支援の手が差し伸べられるよう制度設計協議に入りたいと思います。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

それらの声を拾い上げる際、そのヒアリングをする際の担当課とか担当者っていうのは、今決まっていますでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

本町におきましては海洋森林課の商工係が所管となりますけれども、うちにまだ観光係もありますし、また産業推進係もございます。イニシアチブは商工係が取っていただきますけれども、本庁でも万全な体制を整えてということになります。

それから、最も早いのはですね、やっぱり普段から把握されております商工会です。なので今、相当商工会ともやり取りをさせていただいておりますので、役場と商工会ががつりタッグを組めばですね、かなり詳細なデータが早期に集まると思っております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

ちょっと私も勉強不足で分からないですけど。

商業関係の方は全員が商工会とかに加入をして、常に商工会議所と経営者との連絡っていうものは図れているものでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは答弁させていただきます。

全ての業者さんが一年間を通じてかなり密接に商工会との連携が図れているかということ、現実的組織論としてはそういうことにはなっていないだろうと思います。しかしながら、しっかりとした会があつてですね、そこがさまざまな助成金の制度なんかの情報も持っておりますし、直接黒潮町に来ないで商工会にダイレクトに入っていくような制度もございます。こういった情報周知というのはかなり図っていただいていると思っています。

その上で、役場だけを申し上げますと、さっき言った三係は日頃から町内の民間事業者さんと触れ合う機会が多いポストですので、そこと商工会の情報等をマッチすればですね、ある一定のところまではかなり深掘りした情報が入ってくるものだと思います。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

今回のその情報収集のために各係、課、そういう所は何件ヒアリングを既にされているでしょうか。電話でも構いませんし、訪問でも構いません。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

2 月 27 日から、商工会を通じまして私どもの海洋森林課では 24 業者に電話で聞き取りをしております。

そして、昨日付で先般出されました国の方針とか資料とか、それから具体的な支援策についての冊子を全商工会の会員の方約 400 店舗に発送して、情報提供をしているところでございます。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

産業推進室の方もですね、商工係と重ならないようには調整しておりますけれども、独自にお付き合いの観光関係である所、宿泊施設であったり体験型観光の所、そういった所にも聞き取りをしておりますし、また、そういった所にマスクの配布もしておりますので、そのマスクの配布をするときにもいろんな情報をできるだけ仕入れるような、そんなことをしておるところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

そのマスクを配布をする際であるとか、聞き取りをする際にどのような声が挙がっていたか、構わない範囲で教えてください。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

私の方では、非常に厳しい声が届いております。

例えば、居酒屋さんでありましたら全部の予約がキャンセルされたであるとか、そして、ある居酒屋さんではかなり厳しくて、即時お金を借りたいとか。そして、飲食業においては土曜、日曜の来客が大幅に減少したとか、非常に厳しい声を聞いております。

それから体験型についても、大型クルーズ船の影響でモニターツアーが頓挫したとか等々があって、非常に。

そしてアパレル業界でも、中国製品の資材が入ってこないため非常に経営的に発注減があるとか、そういうようなところも影響がございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

続いてお答えを致します。

観光関連事業者も同様な状況でございますけれども、やはり2月、3月はキャンセルとか多いとか客足が伸びていないとか、そういったことでございまして、やはりそういったことでの損失がかなり出るんじゃないかと不安視をされている、そういった状況でございます。

これからまた3連休や春休みがありますので、その状況もちょっと不安に感じているといった声をいただいております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

これから先長期間にわたっていくと思うんですけども、その状況を行政側も自分たちの目を見て、足を運んで目を見てっていうところの情報収集もこれからは大切になってくるかと思います。電話一本ではその人の顔色見えませんし、その現状っていうのは電話の先の様子は見えないと思うので、ぜひその現場に各課、担当課だけでなくて手分けをして、いろんな所の情報収集は細かなところまで行き届くと思うんです。できないじゃなくて、やっぱりしていかなければならない状況だと思っています。

雇用調整助成金なんかも、やはり雇用保険に加入をしてない人は対象外であるし、1月以降に事業を開始したら、この感染症が発生する前に新規1月に立ち上げた方たちは対象外となるそうです。前年度の同月の収入を基にっていう所もあるんですけど、その緩和策として12月でも大丈夫だ。でも、ぎりぎり12月。なので、1月1日にオープンをした事業所なんかは対象外となってしまいます。そういう細かな情報もやっぱり知っておいて勉強しておいて、事業者に対してこれがありますよって一言で言うんじゃなくて、該当するかどうかも一緒に考えていく必要があると思います。

危険回避の対策であっても自主休業については対象外ということを聞きました。ハローワークに行ってもちょっと説明を受けてきたんですけども、自主休業の方が今回多いかもしれません。例えば、高齢者の施設なんかでもデイサービスなんかは自主的に閉鎖を、町内ではないかもしれませんが自主的に休業する。そういうこともあるかもしれません、今後。そういうときに自主休業は対象にならないという制度でもありますし、なかなか使いやすいのかどうか。細かな制約や申請の難しさ、複雑さがあります。高齢者の事業主なんかは、なかなか申請書を書いて計画書を出してっていうことが難しいかもしれません。

そういうときに、やっぱり相談に乗ってくれる窓口を今後設けることができるのかどうか。町内に設けることができるのかどうか、教えてください。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

まず、先ほど町長が言いましたように、窓口として海洋森林課にある商工係でワンストップというか、まずはそこで受けて、それからさまざまな派生する課題については各課、全員野球の中で対応していきたいと思っています。

非常に先が長くて、どんなことが起こるか分かりませんが、なかなかうちの係だけではなかなかそれを裁き切ることはできませんので、先ほど言いましたように役場全体でチームをつくって対応することが必要だと考えております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

事業者にとって3月の収入の減少分は4月、5月にかけて次第に影響が出てくると思われます。特に小さな事業者はそうだと思うんですけど。今後、事業者にも良いし、そのことが住民にとってもメリットがあるという画期的な対策っていうのを求めます。事業者、住民の意見を聞きながら、行政の方が発想の転換をしていたらこの窮状を乗り切れると思うんですね。

各課でやっぱり考えていただきたいのは、ほんとに個人事業主、中小企業を問わずやはり町全体で考えるところでは、そんなことはできないのかもしれませんが、固定資産税のこの月の免除であるとか、あと法人税の軽減であるとか、そういう減免措置なんかも視野に入れて、やはり事業者を救済していただける対策を考えていただきたいと思います。行政が必死になってこの困った状況を何とかしようっていうふうに動いてくれる姿を見ることで、今苦しい事業者たちも少し頑張ってみようというエネルギーを持てるかもしれません。頑張れるかもしれませんので、気付けば来客がゼロという日、あっという間にひと月がたってしまいます。早急な対応を求めます。これで1、事業者支援の質問を終わります。

続いて2つ目、子育て家庭への支援、カッコ1の質問を行います。

感染予防対策の一つとして、町内の小中高校ですが3月4日から休校の措置を取っています。子どもに合わせて休業ができる親は少ないのではないかと考えます。

子どもの安全確保について、現在取り組んでいることはあるか問います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それではご質問にお答えを致します。

本月4日から24日まで、町内小中学校を一斉臨時休業としているところでございます。臨時休業に当たりましては、教育委員会から臨時休業中の過ごし方について保護者に通知をしたほか、各校からも自宅で過ごす際の注意事項について、各家庭に通知を致しております。また、補導センター、スクールガードリーダー、町内の駐在所員には、日中のパトロールの際、集団で行動している児童生徒を見かけた場合の指導や、在宅の子どもたちを不審者から守るために住宅地を重点的に回ることなどの指示やお願いをしているところでございます。

子どもたちの居場所確保につきましては、放課後子ども教室は閉所をせず、夏休みなどと同様、朝の8時から18時まで利用できるように致しました。また、特別に支援を要する児童生徒につきましては、児童の状態や保護者の要望により学校での受け入れを対応するよう、学校長に指示をしたところでございます。

この休業期間中の学校の対応と致しましては、2、3日に1回の家庭訪問や電話での状況を確認することで子どもたちの状況を把握をしております。また、この間は家庭学習が基本でありますので、独自のプリントに加えて年間のまとめのドリル、これは市販のドリルになりますけれども、等を配布をして、自宅学習をするよう指導をしているところであります。

休業中の子どもたちの安全を確保する対策としては、何より近所の方に見守っていただくということが最も有効であります。重ねて、地域の皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

3 月 24 日までが休業期間ということで、そこから続けて春休みに入っていくと思います。現在、先生方も頻繁に、2、3 日に 1 回訪問をしたり電話連絡を取ったりということで対応してくださっていますが、この活動の自粛が続けば同じ生活が子どもにとってはずっと継続されていくわけです。

その際に予想される事故であるとか、そういうものを考えて何か対策はあるでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

ご指摘のように、今回基本的に、本来学校のある時間は家庭学習をしてくださいということにしております。私たちが最も心配するのは、それによる生活リズムの乱れであります。通常でしたら、何時に起きて何時には学校に行って、何時には家に帰ってきてという一日のサイクルがあります。それから、例えば長期休業中の例えば夏休み等でありますと、例えば地域で朝ラジオ体操があったり、あるいは学校で補習や水泳の特練があったりということで、一定長期休業中であってもリズムを整える仕組みがございますけれども、今回その仕組みを持つことができません。ですので、なかなか我々教育委員会ないしは学校が子どもたちに対してその生活リズムをしっかりさせるような指導ができにくいということがございますので、一番はやはり家庭でしっかり子どもたちを見守っていただきたいということと併せまして、外出を全て禁止をしているわけではございません。大規模な感染リスクを事前に予防をするという観点から学校の臨時休業を要請したものでありますので、児童生徒の健康維持のためにも屋外で適度な運動をしたり、あるいは散歩をしたりすることについては妨げるものではございませんので、感染リスクを極力減らしながら適切な運動をとっていただくということも重要ではなかろうかと思います。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

夏休みのように活動の仕組みをつくりづらいということでもありますけれども、それはどういった理由というか原因等がありますでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えします。

1 カ所に大勢の人数を集めること自体を避けるための臨時休業でありますから、そのようなことを学校が臨時休業であっても別の所でその仕組みを設けるということについては控えるべきであろう、という意味でご説明を申し上げました。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

私たち住民のすごく用心し過ぎてしまうところがいけないんだと思うんですけども、屋内で密閉した空間にいるのは駄目だというのは分かります。

けども、屋外で公園のような広っぱのような所でラジオ体操をしたりとか、何かそういうことまでは禁止はされてないということでしょうか。ラジオ体操に限らずなんですけども、そこらへんは大丈夫という捉え方でいいでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

私どもが学校を通じて児童生徒に周知をしたことは、人の集まる場所等への外出を避けて、基本的に自宅で過ごしてくださいというふうにお伝えをしております。

従いまして、人の集まる場所を学校ないしは教育委員会がそういう場所を設定をするということ自体は今のところは控えているということでございますので、例えば学校の方を通じて地域地域で朝、子どもたちの生活リズムを整えるためにラジオ体操などをしたらどうですかということについても、これについては私どもとしては要請はできかねるということでございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

子どもの安全については、一番は保護者が自身の家庭の安全を守る意識、そういうのはすごく大事だと思います。けれども親は自宅を離れて町外で就労する場合が多く、朝家を出たら夜まで帰れない状況があると思います。そんな中で、先日から報道にありますように給食の配達ボランティアさんがたくさん活躍をして協力してくださったという状況があります。地域で子どもたちを見守る温かい眼差しは健在だと思います。そのときにどれぐらいだったら、広っぱで風通しのいい所だったら何人ぐらいが集まってもいいよという具体的な構わないこと。これぐらいだったら大丈夫だろう、ここだけは気を付けてっていうことがもし伝えられるのであれば、やっぱり全部を抑制するんじゃなくて、自粛するのではなくて。

どうしてそんなことを思うかという、ある中学生がちょっとうろろうしてたそうなんです、屋外を。したら、すぐに家に連れ戻されたっていう。外の空気も吸えないのかというような状況が極端にあります。なので、それはやっぱり子どもに外出をするなどと言っているのかなというふうに町民は捉えても仕方がないのかな。やっぱり大人数での宴会は自粛してくださいって言ったら家族で2、3人で行く食事でも自粛しなければならぬのかと思うように、そういうふうに極端に受け取ってしまうっていう現状がありまして、そこらへんがちょっと難しいところなんです。地域の、これは教育委員会だけでは駄目だと思うんですね。サロンとかのボランティアさんも今、とてもサロンが休止になって手が空いています。サロンのボランティアさんたちにも知恵を借りながら、区長さんや民生委員さんともどうしたものやろうかねということを話しながら、春休みに向けて対策を取っていく必要があるんじゃないかと思います。給食を配っていく場面でボランティアさんの顔を見たら、もうにこにこしてうれしそうに。子どもが出てきてくれたっていうことは、子どもも日中に飢えているのかもしれない。放課後子ども教室に行っている子どもは他者との交流もあるけれど、家で一人で留守番をしている子どもたちはテレビをずっと見てたりとか、ほんとに誰ともかわることがなく過ごしている

子どもたちもいるかもしれませんので、そこらへんの情報収集や対策をもう少しきめ細かく見ていただけたらというふうに思います。

高齢者の事例ではありますけれども、知らない人が訪問してきて貴金属を出すように催促されて、貴金属を出した、そしたら二束三文のお金を置いて投げて、もうそのまま帰っていったという物騒な事件も、黒潮町で実際にありました。なのでそれはお年寄りだけでなく、子どもが家に今いる状況っていうのは全国的にも広まっていると思うので、ひょっとしたらそういう被害もあるかもしれません。そういったときに、さっき教育長が言ってくれたようにスクールガードリーダーさんや補導センターの方も地域を回ってくれるっていうことなので安心ですが、さらにサロンを運営してくださっているボランティアの皆さまにも、もしそういう見守りとか声掛け。そういうのがお願いできるのであれば、チーム一丸となって地域でこの春休みを乗り切る必要があるんじゃないかというふうに思います。

2つ目の質問にいきます。

事業者支援では事業者に対しての支援について質問をしましたが、カッコ2、休業をせざるを得ない親に対しての経済的支援等を今後考えていくか問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それではカッコ2の、経済的支援を今後どのように考えていくかについての質問にお答え致します。

特に厚生労働省の事業として、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の中で小学校等が臨時休業した場合に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に速やかに対応するため、正規職員ならびに非正規職員を問わず、労働基準法上の年休取得者とは別途、有給休暇を取得させた事業者に対する助成金が創設されております。事業主に対して対象となる、有給休暇中に支払った賃金相当額の全額を対象とするものであります。

なお、対象となる日額の補助の上限は8,330円となっております。現時点での休暇の範囲の適応日は、令和2年2月27日より同年3月31日までとなっております。町と致しましては、町内事業者への当該制度の速やかな周知徹底を行っているところでございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

実際に、子どもの養育のために休業を余儀なくされているケースというのは現在あるでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

現在のところ、細かいそういう調査まではできていないのが現状でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

実際に調査もしてない中で策を講じて、きっとマッチする策というのは対策打てないと思うんですよね。実際にどういうところで困っているかっていうところの調査があって、じゃあこういう支援が必要だねっていうところは見えてくると思うので。

そのことに関してはどう思われますか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

海洋森林課で取り組んでおる、先ほど言いました3月10日にアンケートをやって、事業所の中で具体的なそういう項目も含めてアンケートをするようにしておりますので。

そこで一定、町内の事業所に務めておって、そういう有給を取らない方の対応としての聞き取りはそこでは一定把握できると思いますが、それ以外の所で、いわゆる抜けた所での調査、なかなか組織を通じてのヒアリングはなかなか現在、どのようなスキームでやるのかまだ明確にはなっていないのが現状でございます。

まずは今、今月末をもって全ての事業所から回答を得て、そこで分析しながら早急に対応していきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

先ほど課長から説明のあった、休暇に伴う企業に助成する支援金というのは事業者支援であると思うんです。個人に対しての支援というところで抜け落ちてしまうケースというのが具体的にありまして。

例えば、非正規雇用で、一つは福祉の仕事に就いている。もう一つは、その空いた日に別の飲食業に就いているという方がいたりしますと、どうしても高齢者とかかわったり障害者とかかわる仕事というのは感染のリスクが高くなってまん延をしやすいということもありまして、その非正規の職員にどちらを選ぶかというところで選択を迫られるケースがありました。それで、やはり比重の大きかった福祉サービスの方の仕事の方を残し、飲食業の方は休むように会社から命令を受けました。そうしたときに、この助成金も使えないんですね。実際に使えないということになっています。飲食業の方は自主休業であるので、向こうの会社が休んでくれと言ったわけでもない。でも、小さい子ども、しかもこの助成金はちっちゃい子どもの養育のために休業した際という規定もあります。けれども、小さい子どもにも養育の手は必要ですけど、高校生、大学生を抱える親にとっては養育の手は要らないけれどもお金が必要です。特にこの3月というのは卒業や入学、就職といって多額のお金を必要とする時期に、生活費の3分の1を削られる、半分を削られるという状況がある状況を把握してないということ自体が、やっぱり網の目になってそこからこぼれ落ちる人が出てくるっていうことです。

いつも何かのしわ寄せは、大きい所は報われることがあっても小さい人、弱い者、小さい所には、いつもしわ寄せがきます。なので、そこを救済する支援がほんとには必要で、特別扱いということになってしまうかもしれませんけれども、でも時には特別扱いをしておかないといけないケースというのもあります。緊急事態のときのトリアージも同じで、ほんとに命にかかわる人は助けてという声も出せません。声が出せる人というのはまだ大丈夫というトリアージがなされるように、声を挙げない人たちの声に気付くっていう、そういう役場内での連携であるとかそういうのはどのようになっているのでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

できる限りの努力はしますけれども、全て行政が手だてをするというのは、今回の対策については恐らくプロセスとしては正しくないです。

ていうのはね、今回求められているのは非常にスピード感が求められていて、かつ、今の時期を考えていただくとお分かりのように、現在当初予算のご審議をいただいている段階で、僕たちが補正を打つ原資が一円もございません。例えば、専決をこの議会でお認めいただくなり、例えば、もう予算書出しておりますから、4月1日から例えば予備費充当していいとかですね。そのような権限をお与えいただく以外にはですね、自分たちにはまだ全然、政策を作り上げても、その制度を実施をするための原資がないというのが今の段階です。

その上で、今回はですね全体を申し上げておかないと多分ご理解がなかなか難しいと思うんですけども、ある一定経済活動を抑制することが予防効果が高い。ここのバランスをどう取っていくのかっていくことがまず第1点。それから第2点は、専門家会議でも意見が分かれているように、今一体自分たちがどのレベルに置かれているのかがまだ分かっていないということ。つまり、今、対策はやり過ぎなのか、ある一定社会活動、経済活動を抑制かけてでもやっているわが国の感染予防対策がやり過ぎなのか、まだまだ足りないのか、このレベルすら分からない。ここに難しさがあります。その中でスピード感を持ってやろうとすると、とにかくもう関係機関が総体にならないと、役場の舞台だけで全部を把握して、細かい全てのケースを網羅をしますというのは、まず物理的に不可能なので。さっきも言いましたように、例えば個人の方であつたら、政府あるいは県から出される情報に非常に敏感になっていただいて、例えばこういうことが利用できないかっていうご相談を、役場に來ていただくとかですね、あるいは商工会の方もしっかりとネットワークを絡めてですね、うちの事業者の中で、例えばさっきご指摘いただいたようなそういうケースが生まれてないかどうかの確認をいただくとかですね。こうとこを手分けしてやらないと、夏ぐらいに後から補てんしますからみたいなことやっても効果が非常に薄いわけで。なので、一生懸命スピード感を持ってやろうとすると、とにかく関係部署、それから該当されるご当人、この方にももう非常に情報にはアンテナを張っていただいて敏感になっていただく必要がございます。

それをもって、しっかりと統合をしてですね、そういうケースができるだけないように。そういった制度設計もやりますし、また相談の窓口も設定させていただいてやりますので、本番はこれからということになるのかなと思いますけれども。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

窓口も設置していただけるということです。事業者のみでなく、個人の困り事に対するこの時期だからこそという相談もあると思うので、早急にそういう窓口を設けていただきたいと思います。

先ほどの答弁で誰が担当かみたいなのがあるように、住民は役場に来るのがとても敷居が高かったりします。あっち行ってください、こっちに行ってくださいっていうのもうとても疲れて、もう相談をやめてしまったというケースもあるように、ここに来れば話を聞いてもらえる、自分の大変さを聞いてもらえるという。何を求めているかは分かりません。人それぞれなので。ただ、話を聞いてもらいたいという方もあるかもしれません。けど言っていく所がないという現状もありますので、早急に窓口は設けていただきたいと思います。

その対応は、いつぐらいにはしていただければいいのでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

まずですね、窓口を開設することが目的ではなくて、窓口が開設されたその機能をもって町内の諸課題が解決されることが目的なので、まずは窓口が開設されるためには幾つか必要なことがあります。チームをつくる、あるいは物理的な場所の設定をする、あるいはその周知をどうするのか。それから、求められるものについての急用をどう自分たちが想定しておくのか。こういったことの作業がどうしても必要になりますので、本議会最終日にですね、第4回のコロナ対策の行動本部会議を予定しています。そこで今回の経済被害対策についての指示を出すようにしてしまして、その中で少し指示をさせていただこうかと思います。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

迅速に対応していただければ、軽傷のうちに事が解決すると思います。

やはり問題は、いろいろな状況があるということを想像できないというところに問題が発生してくると思うので、さまざまなケースがあること、この制度の網の目から取りこぼされてしまう人たちがいるのではないかという想像力ってすごく大切だと思いますので、その想像力を持って今後の対策を打っていただけたらというふうに思います。

私の質問は以上で終わります。

議長（小松孝年君）

これで濱村美香君の一般質問を終わります。

この際、10 時 25 分まで休憩します。

休 憩 10 時 12 分

再 開 10 時 25 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは、質問をさせていただきます。

ちょっと、この1 番目の新型コロナウイルスについてでございますが。

新型の病原菌などに対する取り組み状況を問うということで通告致しましたが、少し、私が通告が書いた時期が早かったもので、開会以来いろいろと説明していただいておりますので、1 点だけ質問をさしてもらいます。

これは目に見えない敵ということで言われておるんですが、私が子どものときのことを思い出したら、1 週間くらい寝ついたときがあります。熱があつて。それは私だけやなしに、母とか祖母なんかも、一緒に枕を並べて寝ついたことがございますが。よくよく当時のことを思うと、外出から帰ったら、手を洗え、うがいをせいということを言われてきておりまして。それは学校へ入ったときにも、教室へ入るときは手を洗え、うがいをせえということを言われたことを、記憶としてございます。

このウイルスについては、10 年とかそういった単位で、強力なやつが現れてくるようでございますが、この予防についてのみ、現在は対象療法があるのではないかとわれておりますね。現在の段階では、薬がない。原因は分らん。発症原因は分らんとかということがいわれておりますので、結局、私たちが取れる策という

のは、公共施設へ入る前には、あるいは個人の家に入るには、まず手を洗い、うがいをし、場合によれば顔を洗うと。そういったことが、まあいつの時代になっても基本ではないかなと思うんですが。

この素晴らしい庁舎、できておりますけれども。この玄関と出入り口については、その脇に、水でそういった菌類を洗い落とせる場所がございません。

全ての公共施設について、私はそういった流水による手洗い、うがい。こういった施設が必要であると考えておりますので、私はこれはね、専決でも私はして、やるべきではないかなというふうに考えております。これはまあ、町長の英断でできることでございますので。全ての公共施設について、そういった手洗い場がない所については、直ちに施設の改善、改良するようにできないものか。

この点について、質問致します。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、通告書に基づきまして、コロナウイルスについての質問にお答えします。

ご配慮いただきました質問でして、かいつまんでの答弁をさせていただいた上で、ご指摘いただきました対応について、答弁させていただければと思います。

まず、令和2年2月25日に、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の発表を受けまして、黒潮町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、黒潮町新型インフルエンザ等対策推進本部を設置しまして、

同日、第1回の推進本部会、ならびに黒潮町新型コロナウイルス対策推進本部会議を執行機関会議と併せて開催を致しております。

次に、2月27日には、黒潮町新型インフルエンザ等対策行動計画では、国が緊急事態発令をした場合、速やかに黒潮町新型インフルエンザ等対策行動本部を設置し、国および県の基本的対処方針を踏まえつつ、一体となった対策を進めることということに規定がされておりますけれども、本庁と致しましては、発令前の特措法に基づかない、黒潮町新型コロナウイルス対策行動本部の設置に踏み切りました。

その後、2月29日に高知県で初の感染者が確認されたことを受けまして、第2回の行動本部会議を開催し、感染予防および重篤化予防。情報周知および相談窓口への誘導強化。各種イベント等の中止、延期、規模縮小。各機関との連携強化および町内事業所への各種要請の5点の基本方針を取りまとめ、3月2日には町のホームページに、同内容を含む新型コロナウイルス感染症に関する町民の皆さまへのメッセージをホームページに掲載をさせていただきました。

まず、1点目の感染予防および重篤化予防につきましてですけれども。

全国的に、マスク、アルコール消毒液が品薄となっておりまして、手に入らない状況を踏まえ、感染予防より重篤化予防の観点から、高齢者や障害者、子どもが利用する介護施設、障がい者施設、および保育所や、宿泊客を受け入れる宿泊観光関連施設などでの衛生用品の保有使用状況を確認させていただき、不足が生じております施設についてはマスクの配布、3月4日にはアルコール消毒液を配布致しております。

次に、2点目の情報周知および相談窓口の誘導強化につきましては、厚生労働省の公表資料の日本語版と英語版を3月に入りまして区長便にて配布。その他の言語を母国語とされます主に技能実習生につきましては、それぞれの母国語での資料を持って事業所に説明にお伺いを致しております。

また、視覚障害等をお持ちであったり、内容の理解が困難と思われる方につきましては、健康福祉課の方で個別対応をさせていただきました。

次に、各種イベント等の中止、延期、規模縮小につきましては、全町的に調査把握をした全158件のうち、

中止は94件。この中には、濱村議員からご質問いただきました、3月いっぱいの受け入れ全面自粛を決定致しましたスポーツ関連20件も含まれます。

そのほか、規模縮小、延期が24件。判断が、現段階においては先送りできるもの等、調整案件が10件。

そのほか、介護保険認定調査会等、実施をしないと住民生活に直ちに影響を及ぼすもので、実施したものが30件ということになっております。

次に、各機関との連携強化につきましては、保健所との密な連絡や商工会を通じた情報周知、および幡多医師会からの情報提供等、連携強化に取り組んでいるところです。

次に、町内各事業所への各種要請につきましては、例えば、宿泊施設には、厚生労働省および保健所通達に加え、一層の衛生管理の要請を行ってきたところです。

また、3月5日には第3回の対策行動本部会議を開催し、新型コロナウイルス感染症対策についての各課室の取り組みについての整理および情報を共有を図りました。

そのほか、住民税の申告期限につきまして、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、住民税の申告期限を3月16日から3月31日まで延長とし、3月8日、3月9日に告知放送にて周知をさせていただいたところです。

また、町内小中学校の臨時休校に伴い、保護者の負担軽減を図ることなどを目的に、臨時休校中の学校給食に代わる昼食の提供につきまして、3月9日から3月19日のうち、土日を除く平日を配食期間と致しまして、黒潮町小中学校全児童生徒のうち、個人情報提供同意書に同意が得られた世帯、あるいは個人に対し、世帯ごとに配食を致しております。

ただし、中学校3年生および黒潮町以外の学校に在籍する児童生徒は、対象となっております。

また、この配食につきましては、町内のボランティア様に変なご協力をいただいております。

なお、組織内では3月9日に総務課長通知として、新型コロナウイルス感染予防対策として、職員向けに出勤前の自宅等での検温、庁舎内での閉鎖空間での会議および外出対応の記録や、各職場で適時換気を行うことの通知を致しております。

なお、ご質問いただきました各公共施設でございますけれども、閉館ならびに時間の短縮等の措置を講じた上での開館。こういった、さまざまな公共施設ございますが、一定、アルコール消毒については配備ができておまして、その上で、さらに手洗いの場所の設定ということについては現段階では対応できておりませんけれども、検討課題として検討させていただきます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

さまざまなことに素早く対応していただいております。この話を、テレビを通じて住民の皆さんがお聞きしていただきましたので、ひと安心という心ではないかなと思っております。が、公共施設の出入り口での、その水、洗い場というのは、ある小学校では確認しておりますけど、私も全部、確認はようしてないもんで。

町長、最後に、答弁いただいたんですけど。ひとつ、私は専決してでもいいから、まあ、そういった対策については、目に見えないものの対策。これからも続くと思いますので、ご配慮、執行していただきたいと思うことを要望致しまして、次の2番の環境に移ってまいります。

立木価格が低迷続きのため、人々が山から静かに流出しています。伐採の時期になっても、素材生産は極めてわずかです。事は経済だけでなく、環境の面からも大きな課題があります。

人工林は管理を十分しないと、山に堆積している腐葉土などが流出し、岩山になり、雨水が山にとどまらず

即流下し、さまざまな被害をもたらします。立木根の成長が不良になり、風倒木が発生します。温暖化が進みます。土が海へ一度に流入し、魚族の生息環境が悪化するため、沿岸の漁業不振が一層激しくなります。

これらのことから改善の方向を探るため、次の調査を行い、その成果を行政に反映するか問います。

1 番から 2 番、3 番とございますが、まず 1 番で、町有林などを伐採して木材市場へ出荷し、経済実態を調査するか。

まず、問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、木材市場へ出荷し経済調査をするかについての質問にお答えします。

全国木材市場連盟の木材価格のデータによりますと、国産材の丸太、ヒノキにつきましては、昭和 55 年の立方当たり 7 万円をピークに、下落傾向となっております。

平成元年度においては、県信連の共販所ゼロ。平均単価は、ヒノキ立米当たり 5 万 8,700 円。スギが 2 万 900 円となっており、平成 30 年には、ヒノキ 1 万 5,030 円。スギ 1 万 1,250 円となっています。この木材価格の低迷により、森林所有者の意欲が低下し、後継者不足も相まって、未整備森林が多くなっているのが現状であります。

こうした中、経営計画を策定し、効率的な施業の推進、造林補助金に町の補助金を上乗せする形で、保育施業や搬出間伐等の事業促進を図っております。

議員から質問のありました町有林の販売実績を見てみますと、平成 30 年度には、5.5 米ヘクタール、材積 365 立米。木材売上額 560 万 7,000 円。平均単価は立米当たり 1 万 5,337 円となっております。平成元年度は 5.01 ヘクタール。材積が 305 立米。木材売上額 431 万 2,000 円。平均価格 1 万 2,881 円となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

ちょっと最初のところで、全体のところで発言しておりますが、その調査を行い、その成果を、成果を行政に反映するか、という大きなくくりがございますので、それらを踏まえて個別の答弁をしてください。

2 番目ですね。

皆伐、間伐後の山の環境をはじめ、人家の背後地や道路など、影響調査をするか。

伺います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、皆伐、間伐後の施業背後地の等に関する影響調査についてお答え致します。

森林は、議員からご質問のありましたように、長期にわたって維持管理され、本町の場合、伐期年齢約 80 年を迎えた針葉樹のスギやヒノキは皆伐され、再び造林や天然更新されていきます。

森林の持つ機能としましては、水を蓄積する水源涵養機能、山地災害を守る山地災害防止機能、再起能力や汚染物質の吸収効果機能。そして、多様な生物の環境をつくる生物対応機能。そして、木材等生産機能がございます。

間伐が適正に行われてない森林は下草が生えず、土壌が流れ込むなど、土砂災害の危険性をはらんでおります。また、皆伐した跡地の状態にもよりますが、チッソやリンなど栄養分の供給も減少し地力が低下し、自然の摂理によって災害の頻度が変化することも分かっております。

一方、かつては人家の裏は、陰入りといって、宅地と山林の境を下刈りし、獣の侵入を防ぎ、風雨から倒木被害を防止する等の対策を取られ、その地形や条件に適した森林管理がされておりました。

現在は、乱伐を防ぐため、森林法で伐採届が義務付けられており、また、一定の皆伐を行う場合は、皆伐許可の手続きが必要になるとなっております。森林施業につきましては、災害発生が起こらないように注意を払うことが必要であります。

施業後の環境調査につきましては、注意を払い、定期的に巡回するなど、調査をしていく所存でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

次、3 番目のですね、沿岸域のプランクトンや浮遊物、魚介などの調査をするか。

伺います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それではカッコ 3 の、浮遊物や魚介等調査に関する質問にお答えします。

森林は先ほども言いましたようにさまざまな役割があり、そして水産資源にとっても大きく関連しております。腐葉土に染み込んだ水はチッソやリンが吸収され、魚介類の餌となるプランクトンや海藻類を育て、必要な鉄成分などを含んだ水となります。

豊かな森林に降った雨水は一度に流出せず、いったん森林で蓄積し、徐々に河川を介して海に流れ込みます。豊かな森林は保水機能を持ち、土砂や濁水が一度に沿岸域に流出することを防ぎ、恒常的に良質な土砂を供給するサイクルの中でプランクトンを発生させ、小魚を呼び、そしてその小魚をめがけて大形種が集まるなど、生育環境をつくり上げます。

本町の特徴として、本町の流域河川流域には豊かな森林があり、太平洋へ注ぐ地形となっており、適正な人工林の森林整備と落葉樹林の整備は、大変重要だと考えております。

しかしながら、議員から質問のありましたようなそれに特化した調査については、本町では行っておりません。

既存の取り組みとしては、2005 年度に県が四万十川から供給される栄養塩が土佐湾西部海岸海域の栄養分布と基礎生産の季節変化に及ぼす影響について調査が行われております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

こういった質問をしているのは、最近のテレビなんかを拝見してますと、温暖化のことなんかが特に言われておりまして。そして、その CO2 の問題。それから、山火事。ブラジルとかオーストラリアの山火事。氷が南極、北極の氷が溶けておるとか。

身近いところでは、もうたびたび言って過言ではないと思うんですが、雨。低気圧の、昭和 40 年代では、時

間雨量 100 ミリというのは私は一度聞いただけで。地元の佐賀では。ほか、ないですね。ずうとこう調べてきましたら。

ところが最近になると、もうこれ、4、5 年前からですかね、120 ミリ。全国的にどこでも降るような状態に入ってきてまして、今まで大丈夫だと思ったことが大丈夫ではなくなってきつつあるなど。

この前も、相当降ってましたね。時間雨量が。120 はいってなかったといわれておりますけど、実際のところは分かりませんが。とにかく、120 ミリの雨が降るとなると、従来の河川なり、住家の裏山対策含めてですね、大変な、これはそういった災害がもたらされるんでないかなと。地震、津波も大変な問題ではございますが。

そういったことを考えたときに、この環境を守るというのは私たちが、人工林というのは人間の手によってやったものでございますので。これは人間が責任持ってですね、環境を守る。そういうことに努める必要がある。責任があると考えております。

先ほど言ったように、カッコの 1 から 2、3 までの間も、そういう調査をして、調査だけでは駄目なんですよ。調査を踏まえて、じゃあ黒潮町としてどういう行政に当たるのかということが答弁の中でいただきましたかったなど、こう考えておりますが。事が環境問題で、大変テーマとしたら大きなことでありますので、これはこれから継続してですね、私たちの町が安心して暮らせるように努めていただきたいということを願ひまして、この質問は終わります。

その次のですね、森林経営管理の目的を何か、問います。

1 番目で、なぜ経営管理権集積計画の作成を行うのか。

これから後、2 番、3 番とありますけど、まずは、1 番目のところで答弁を願ひます。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは経営管理権集積計画に関する質問にお答えします。

平成 31 年 4 月から、森林経営管理制度は手入れがされていない森林について市町村が仲介役となり、森林消費者と林業経営者をつなぐ制度でございます。

この制度によって健全な森づくりを進め、山崩れ防止や水源涵養、木材生産など、森林の多面的な機能を高めていきます。

この経営管理権集積計画の作成は、森林所有者から市町村に経営や管理を委ねたいと、意向調査の中で回答があった場合、周辺の森林所有者からの同意も踏まえ、経営管理権集積計画を作成し、権利を設定し事業を実施することになります。

つまり、今まで手が付けられていなかった未整備森林の整備促進を図るため、施業の効率化を図る目的がございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

ちょっとね、単純な話なんですけどね。

未整備であった山を手入れするということやけど、なぜ未整備なんですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

未整備であった理由というが、さまざまであろうかと思います。

まずは、担い手、高齢化もあること。そして、山林経営が本町の場合、非常に面積が小さくて、団地施業ができて、そこで収益が上がらないということ。

そして、木材価格の低迷があつて、材を出してもなかなか収益に上がらなかった等々がございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは 2 番のですね、民有林の面積のうち、計画策定する私有地面積。私有林面積と、策定しない私有林面積はどのくらいですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、私有林の面積と策定しない面積に関する質問にお答えします。

森林組合の直近のデータによりますと、町内の森林面積は 1 万 2,980 ヘクタール。その内訳としましては、国有林が 1,902 ヘクタール、公団造林が 375 ヘクタール、公有林、町有林、公社造林が 2,795 ヘクタール、私有林が 9,810 ヘクタールであります。

このうち、私有林の人工林は 6,700 ヘクタールであり、現在、これらの人工林の中で経営計画として 2,844 ヘクタールが設定されており、残る 3,856 ヘクタールが対象森林となっております。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは、今の 3,800 ヘクタールが対象森林というように聞こえましたが。

それは全部、その計画策定するということですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答え致します。

全て経営計画については 5 年間の経営期間が定められておりまして。その中で計画を立てると、具体的に実際の造林事業とか搬出もせないかんことがございまして、なかなか施業効率からすると、集団的にその一つのエリアを団地がして、皆さんの同意を取ってやるということが一つでありますので、全ての区域においてその経営計画を立てることは難しいと思います。

で、現在、ふた通りやり方ありまして、いわゆる造林事業での経営計画と、それからこの新たに始まった森林管理システムで市町村に委ねられてやる場合の経営計画とありますので、それをさび分けしながら、地域に入りながら計画を立てていきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

次ですね、伐採、3 番です。

伐採後の植栽および保育の実施が求められますが、そのための収益は留保可能ですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、伐採後の収益に関する質問にお答えします。

先ほども言いましたが、林業経営は非常に長い年月を要します。スギ、ヒノキの人口林の場合、良質で価値の高い木材を生産する年齢は、一般的には 80 年から 100 年と言われ、約 100 年をひとつのサイクルとして施業を考える必要があります。伐採後には、雑草を刈り取る下刈り作業、そして雑木切りを行う除伐作業、林内密度環境を良くする保育間伐を経て、林齢 50 年程度を経て収益の出る搬出間伐となり、数回の搬出間伐を経て最後には全伐となり、このサイクルで循環することになります。

現在、木材価格の低迷から保育作業までの間は、補助金の交付を受けても赤字となる状況で、実際の収益は、木材の状態、林木の状態にもよりますが搬出間伐からとあり、収益性の観点から非常に厳しいと、言わざるを得ません。

従いまして、収益が上がりますよう、作業の効率化、コスト削減を図ることは必要と考えております。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

この経営管理の目的っていうのは、課長の方からも説明はいただいたんですけど、要は山にお金がない。なくなった。山で仕事をして生活できない。そういう状態がある。それを維持するために、造林から始まって伐採、搬出まで、補助金が投入されておるのが現実であろうかと思います。

で、ここらあたりをですね、山の経済どうするかということも考えないと、先ほどから言いました環境問題から始まってですね、私たちの住む区域いうがはもうめちゃくちゃになってしまう、ということなんですよ。

で、それは大変な災害の発生原因にもつながっていくということにありますので。多分ですね、伐採して搬出、市場へ出した気であっても、次に造林するためのお金が要りますので、それが私はね、出ないんじゃないかと思っておるんですよ。ほんで、伐採できない山がいっぱいあるんですよ。それが、そういうのをこの事業で取り組んでもですね、結局大変な、後へ大きな問題が出てくるであろうということは、私なりには予測はしておりますので。これらの手入れができてない山の、少なくとも町有林とか県有林とかいうのは予算を突っ込んでいきますからね、それはできるんですよ。問題は、私有林の小さな、座ったら見えなくなるくらいの山もあるんですよ。造林地の中には、昔、戦後ですね、山の上までイモ植えてるんですね。切り肌にして。そういう所はね本当に小さい所なんですけど、それも将来の木材が売って、生活ができるということを夢に見ながら、一生懸命植林した。そういうことが現実にあるんですね。それが、こんにちでは誰も欲しがらん。相続人がいない。山は要らん。

この生活ができない状態では、山は要らんいうがは、普通の話になってくるわけでして。ここら辺りは、黒潮町のこれからの私たちの生きる地域を良くするために、ぜひ必死で取り組んでいただきたいと思います。

それですね、ちょっと財源的なこともありますので、これは通告書には入れてないんですけど。地方交付税の方から少し見直してもらいたいと思うのは、財源対策として現在農道として利用されておる分がございしますが、この利用実態を見てですね、それを町道に昇格していくと。そういったことをやっぱり考える必要があ

るのではないかと。利用実態を見てですよ、農道から町道へ。

あるいは、農道の後ろにやっぱり山があるもんで、その山の木材を搬出するときには、そういった農道を傷めるわけですね。そういった問題もありますので、その改善も含めて、合併。新町になった段階でもだいぶ農道なんかは見直しをして町道にしておりますが、これはやはりね、今年も町道台帳を作成するという予算が上がっていますが。そういったときに併せてですね、もう一度精査していくべきであろうと。

それから、道路橋梁（きょうりょう）については、地方交付税のこの単価見てもですね、道路面積 1,000 平方メートルにつき 7 万 1,700 円。先ほどののがは道路の面積ですか。1,000 平方メートルにつき、7 万 1,700 円。道路延長は、1 キロについて 19 万 4,000 円。そういったものは、単位費用の中へ入っておりますので、そういったものを少し再検討をしていく必要があるんじゃないかなあと。

それから、もう一点はですね、地方交付税の算定方法に関する意見等についてという文が、これは毎年来ておるもんで。その担当課では、これに対応したことをやってくれてるはずなんです。

環境譲与税とかいうのも来ておるんですけど、あれもね、都会の人口割になっておるんですよね、元は。だから、人が環境破壊をする元凶であるわけですが、私たちが住む地域というのは、人が少ない。山林原野、海、この面積が広い。これは、酸素をはじめとするさまざまなそういう生きるために必要なものを供給しておるのは、この田舎でございますので。

総務課長、このね、こういった意見書についてはですね、先ほどの見直しも含めてですね、ぜひ田舎がもたらす功績というものをもう少し評価していただいて。海なんかやったら、この地先がだいぶ広いわけですので、そういったことを交付税の意見のときに反映していただいて、私ども財源の確保に努めていただきたい。そうすると、先ほど言ったような環境に対しても予算が使えるようになってきますので。

これは、今言いつうのはね、総務課長の段階では、まあ常識の話しとして答弁がいただけると思うんですが、そういったことをどんなにされるのか。この場で答弁いただけらったら、6 月には質問するようにしますので、まあどちらでもよろしいですが。

いかがですか。（議長から「矢野君、これは関係についての提案ということでよろしいですか」との発言あり）
いや、ただします。

答弁してください。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

矢野議員の再質問にお答えします。

議員がご質問されているのは、地域交付税法第 17 条の 4 に基づく意見についてのことだと考えまして、それに対して答弁を致します。

町の方から、県が取りまとめをされておるようですので、町の方から要望も申し上げて、意見も添えていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

通告をしてないので、急に言ったがですき。それで、ありがとうございます。

それではですね、次へ進みましてね、3 番、山林の評価についてでございますが。

先の議会でも質問致しましたが、ちょっと時間がなかったんで、途中でやめた経緯もございます。

カッコ 1 の、山元立木価格が低下するため、担税力がなくなってまいります。ある資料では、1 ヘクタール当たり 100 万円に達することがないと推計された、とあります。

再造林費用が 1 ヘクタール当たり 100 万掛かるとした場合、再造林を前提にすると、林地、林木を合わせた森林の資産価値がほとんどないことになります。

どのように考えているか、問います。

議長（小松孝年君）

固定資産評価委員。

固定資産評価委員（松田春喜君）

それでは、矢野議員のご質問の再造林費用につきましてお答えを致します。

幡東森林組合によりますと、再造林を行ってから皆伐されるまでの伐期年齢に達する 80 年間の概算費用につきましてでございますが、山林所有者の負担額は、場所や地形にもよりますが、造林費用の約 780 万円に對しまして、間伐等に対する国、県の造林補助金が約 450 万円。

また、間伐および皆伐時の木材の売り払いの収入が約 380 万円となっております。収入合計で 850 万円を費用の 780 万円を差し引きしますと、約 50 万円の収益があると試算をされております。

造林補助金によりまして、皆伐時には一定の収益があるものという認識でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

今西課長からも答弁の中で、市場価格という。多分これ市場価格かなと思うて聞きよるがですけど。

市場価格からですね、切り出し、伐採、運搬の費用を引いたものが、山元立木価格と言われるものでございまして。その山元立木価格というのは、これ前も言ったんですけど、林野庁とか大蔵省に資料を提供しゆう法人がございまして、そこが出しておるその山元立木価格というのは、昭和 60 年が 1 立米当たり 3 万 991 円。これを 1 とした場合、平成 30 年では 6,200 円くらいで、2 割程度の山元立木価格ということになるようでございます。かっちりじゃあいけませんよ。統計的なものだから。

ところが、諸物価がずっと上がっておりますのでね、この 6,200 円そのままいうわけにもいかんわけです。

ここらあたりを見ると、前回の答弁もいただいた中ではですね、確か立木 1 万 5,000 円と。1 万 5,030 円というような、これは平均価格ということになっておるんですが、これから切り出し、運搬等の費用を引かないかんがですね。どうも全国的に見ると、高知県はこの全国平均よりもさらに数字が低いと、こういわれておりまして。結局、高知県における全国的な経済の地位というものが、こういった立木の価格にも反映されておるなあと思うて、考えるわけです。

1 万 5,000 円というのは一番●した価格で、問題は山主にどれだけ金が返るか。ここのところが問題ながですね。山主に金が返らないと、山を手入れする意欲がなくなり、山を放置すると。もう仕方がないので、森林管理法なるものを作って管理しようとしゆうけれども、条件のええ山を狙ってやれば、幾らか収益が出るかも分からんけれども、個人が所有しておる、身の傘をそこへ広げたら隠れるくらいの山もたくさんございますので、そういった条件の所では、なかなか黒字が見込めないであろうと。すると、この山林の管理計画というものもそこでうまく機能していきますかね。私、せんなってくると思うんです。これは。

そこらあたりを踏まえてですね、取り組んでもらいたいなど。これは、この 100 万というのは、もっと言え

ば、先ほど言いました、そこらと関係しております。

山林学会とか森林学会とかいう、あるんです。大学の先生なんかが入った会がありましてね。そういった所の資料なもので、私が直接調べたわけでもないですけど、そういうことが資料として出回っておりますので、この黒潮町だけで山の経済をどうするということも難しい。それは分かりますが、ぜひですね、そこらあたりをもう少し山へ踏み込んでいただいて、山の状態を見て、それで行政運営。この評価に対する対応の仕方いうのをですね、考えてもらいたいなと思うがですよ。

次はですね、カッコ2番のね、固定資産評価基準と山林の売買実例価格を問います。

これは、固定資産評価基準というのはどうなっておりますろうか。それから、山林の売買ずれ価格ですね。この評価基準というのは総務大臣が決めるものですきそれ自体は触れませんが、この実例価格はどのように捉えておりますろうか。

ある公共事業に、5、6年前に売った実績として1平米当たり150円という、そういったこともありますので。

そこらあたりを踏まえて、山の評価をどのように考えられておるのか、伺います。

議長（小松孝年君）

固定資産評価委員。

固定資産評価委員（松田春喜君）

それでは、ご質問の評価基準と売買実例価格につきまして、お答えを致します。

固定資産評価基準は、当該売買山林と標準山林の位置、地形、土層、林産物の搬出の利便性などの相違を、総合的に考慮するものとされておりまして、黒潮町では、佐賀不破原で評価額17.4円というふうになってございます。

売買実例についてでございますが、個人間での山林の売買、公共事業等に伴う山林の売買が考えられますが、把握できるのが公共事業等に伴う売買実例となります。

黒潮町が実施した町道の改良事業等に伴う売買実例の買収単価は、地域にもよりますが、1平米当たり150円から200円となっております。

売買価格は、評価単価の約15倍程度と、高く売買がされていると捉えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

この売買実例価格というものがまさしく実例であろうかと思うんですが、それがなかなか、以前から変わっていないと思うんですがね。昭和60年ごろから、もう同じ数字できてるんじゃないですかと思うんですが。

これは、昭和60年も現在も同じ数字ですか。

議長（小松孝年君）

固定資産評価委員。

固定資産評価委員（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

昭和60年の記録的な調査ができておりませんが、最近、数年につきましては、この単価で売買されているというふう聞いております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

先ほどの、私が言いました林野庁等への、あるいは財務省なんかへ出しゅう、扱いゆう法人のその資料ではよね、もう山林売買のある目安ですけん、かっちり言うがやないですけど、まあ大変安い数字が出てきておるんですが。そのへんはやっぱりね、評価のときにもう済んでした評価いうのは、それはそれでやむを得んですけど。そのへんをもうちょっとですね、私は厳しく見ていただきたいなど。というのは、山の経済が成り立たんっておるんです。そのへんを言って、発言しておるわけですが。このね、法人の出した資料は、用材林地価格 10 アール当たり 4 万 2,262 円。これは、2018 年 3 月のものが、そういった数字が出ておりますので、このとおりということを言ってるわけではないですけど、そういう山は厳しい状況にございますよということをおっしゃるので。

要するに、山の木を売ってお金が入らないと税金が払えないということです、そのへんをよう見ていただいて、評価に反映してもらいたいなあとと思うわけです。

次のね、カッコの 3 番のね、山元立木価格が昭和 60 年、1 立米 3 万 991 円が、30 年で、1 立米 6,200 円となっておりますが、この価格が低迷の一途なんですね。

担税力が無くなった今も、昭和 60 年来、1 平米 13 円でありますね。この山の評価が、金があったら幾らでも払えるんですけど、払えない状態になってきて、町有林も分収造林やってますけど、よう切らないんですね。切れないんですよ。切っても、出しても、多分赤字見込みではないかなと、そんなふう思うわけです。町が実際抱えておる財産でもそういう状態なんですよ。町有林というのは一定のまとまりがあるんです。まとまりが。ほんで、私有林の場合は広い山もございますけれども、先ほど言ったように、山の上でイモなんか作っておったような所へも植林をしておる。大変狭い山。出すにも出せない。そういったことがございますので、私はね、何でこれがずうっとそういう状態が続いておるのに、この評価が変わらないのかなと。

その点がちょっと疑問でございますので、お答え願えますか。

議長（小松孝年君）

固定資産評価委員。

固定資産評価委員（松田春喜君）

それではご質問の山林の評価につきまして、お答えを致します。

昭和 60 年ごろの資料がなく確認はできておりませんが、ご指摘のとおり、近年、評価額の見直しは行っていないのが、実情でございます。

黒潮町に隣接を致します、四万十町大正にございます高知県の基準値は、令和元年度で 21.2 円となっております。黒潮町の基準値は 17.4 円でありまして、特段高い評価額ではないというふうに考えておるところでございます。

また、山林の買収単価も、地域にはよりますが 1 平米当たり 150 円から 200 円のままで、変わっていない状況でございます。

これまで山林の基準値、標準値について不動産鑑定士が行う土地鑑定評価による見直しは行っておらず、据え置き措置を取っております。

黒潮町の山林評価額は、1 平米当たり 7.5 円から 17.4 円と、他市町村に比べても低い水準に抑えられている状況と考えております。この現状によりまして、不動産鑑定士に見直しについてお聞きをしますと。高知県、また他市町村の基準値と比較した場合、単価を引き上げる場合も想定されとのことでございました。

まずはですね、近隣市町村の売買実例と評価額の調査から行っていきいたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

この税金はね、全ての住民の支払う費用の基になってきております。

隣の町のことを言いますとね、隣の町はね、国保税には反映してないんですよ。だから隣の町に言わすと、いや、黒潮町がそれに対してそういう課税をしようがやったら、おらんくも課税しようという理屈になってくるんですよ。

隣の町を見ることも必要なんだけど、隣町がこうだからこうだということになってくると、じゃあ、国保税に反映しようということを聞いておりますよ。隣町は国保税に反映してない。だから、そういうことになってくると、あまりええ話にならんがですね。この議会のやりとりとしたら。だから、そこはやっぱり評価委員、副町長でもございますので、住民のやっぱり心をもうちょっと考えていただいた答弁をいただきたいなど、こう思うわけです。

雨が降ったら、山の仕事は雨が降れば仕事にならない。仕事ができなければ、給料がもらえない。税金は同じように払わないかん。税金は同じように払わないかん。これは、義務ですわね。

しかし、払いたくてもお金がないと払えないじゃないかと。借金しますかと。借金するにも金融機関はね、山にはね、担保なりませんよ。じゃあ、どうなりますかというところで、私は、これはまあ困った問題だなあというふうに考えて、質問を重ねておるわけですが。

県がどういう指導をしようか私には分かりませんが、現実のこの住民の暮らしぶりを見ていただいてですね。私もね、県の職員はね給料だからね、出たらもらえるがやき。給料は。けんど、住民の方々、特に一次産業へ従事されよう方々はね、自分が働かないかんがや。働いたお金で、税金を払いようがや。そのところをよく考えていただいてよね、副町長、そこで駄目だと、見直ししないというような、一遍に片付けることなく、やはり住民の暮らしぶりを考慮しつつこの評価に当たることが、いわゆる専門的な知識、経験を有する者が評価委員として専任されておりますので、これはね、住民の期待にね応えてもらいたいなあと考えて、考える訳です。

そのことについてはもう、今言いましたけん答弁は要りませんが。そういうことで、私なりの考えをお伝えしていきたいと思って発言しました。

次のですね、4 番、産業振興についてですね。

1 番、カツオをはじめ、魚類の水揚げは将来を見据えてさまざまな対策を講ずる必要があります。

どのように考えているか、問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、カツオをはじめ魚類の水揚げ向上策に関する質問にお答え致します。

水産庁の発表によりますと、日本近海における水産資源のうち、50 種、87 系群について、支援評価を実地されているところでございます。

そのうち、マアジ太平洋系群を含む 34 系群、親子関係の群れについては、資源状態が低位であると評価されております。

また、カツオにつきましては、日本近海への来遊量が減少しているとの声が散見されておりますが、WCPFC に

よると、西部太平洋におけるカツオ資源は高位であるとされております。

このほか、水産資源の持続的な利用可能とするため、国等において、持続可能な漁業の在り方について議論が行われているところでございます。

黒潮町における水揚げ促進につきましては、これまで、佐賀漁港へ水揚げされるカツオに限定して、水揚げ手数料に対する補助を行ってまいりました。それを令和２年度からこれを拡充し、町内すべての漁港で水揚げされる全ての魚種について、水揚げ手数料の補助を行うことで、黒潮町への水揚げ促進を図っていきたいと考えております。

当町における水揚げ量の減少については、資源の減少のみならず、漁業者の減少による部門も散見されますが、将来にわたり、当町におけます水産業を維持するため、高知県漁業就業者支援センターと連携し、新規就業者の呼び込みを図っているところでございます。

引き続き、連携しながら課題解決に努めていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

８番（矢野昭三君）

それではですね、２番の、仮称、漁業公社などを設立し、基幹産業である水産業のさまざまな課題解決を図るか問います。

連携しながら取り組んでいくということで答弁いただいたんですが、じゃあ、漁業公社などのようなもの。そういう組織をつくって課題解決に当たるかどうか、お聞きします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、カッコ２の漁業公社に関する質問にお答えします。

水産業を取り巻く環境は非常に厳しくて、課題解決のため漁業公社等の設立については検討の余地があるものと考えますが、町の財政負担、担い手確保、そして漁業者ならびに県漁協との関係性を考えると、現状において、公社設立は厳しいものと考えております。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

８番（矢野昭三君）

それでは、漁業公社の設立は厳しいということであれば、じゃあそういうものはつukらない状態で、具体的にどのように漁業の振興を図っていきますか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、再質問にお答えします。

この漁業公社につきましてはさまざまな、全国にもそういう先例がございませんし、県単位で公社をつくって、いわゆる栽培漁業の方でシフトしている所もございしますが、本町のように外洋へ出て、魚を取って、それを公社でやるということになると、非常にこう、そこに参画する事業体、そして漁協等々、関係者の合意形成、そして、船を造るとなりますと大きな資金も要って、その後の運営形態等々、慎重に議論する必要があるかと。ですから、一定の時間が必要と考えております。

それよりも現在、一生懸命漁師をこの地でやっている方々が、これからもこの地で漁業生産活動できるような。例えば、沿岸域においては投石事業をやったり、あるいは、そして将来的に既存の漁礁事業の拡充を図ったりとか。そして、澳本議員からありましたように、新規就業のときに免許制度を検討するとか、地道な取り組みの中で何とか漁師の皆さんがこの地で生きれるように、取り組みを進めることが近道ではなかろうかと思っております。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

まず、投石とか漁礁については非常に期待をしておりますので、これからもですね、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次、3 番のですね、鹿島ヶ浦にある町有地、また、自動車道路の専用道路の残土を漁港の背後地埋め立てに活用し、漁港計画にある岸壁を完成し、地域の振興を図るか問います。

これはどうも、道路を一生懸命やってくれようけど、トンネルのずりの処理にもいろいろとご苦労があると思います。漁港については、もともと佐賀漁港、あれは完成ではありませんので、概成であります。あそこにもう一つ、岸壁の計画も残っておりますので、そういうところへその残土を入れていただいて。また、荷揚げ場とか緊急時の資材置き場とか、そういったこと。あるいは、水産加工場なども含めてですね、何らかの活性策を取る必要があると思いますので、この点について質問致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、漁港計画にある岸壁を完成して、地域振興を図るかに関する質問にお答えします。

この質問の件は、佐賀漁港の漁港計画にある蓄養岸壁のことだと思います。

現在、幡多土木事務所に確認しますと、事業の実施予定は現時点ではないとのことでございます。

今後、漁港計画の見直し作業を行うと伺っており、その場において漁協や関係者と協議し、検討していきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

現在ないというのは、あってもそれを動かす意思があるかないかということが問題なんですよ。

要は、佐賀の漁港なんかも、入野もそうやと思うんですが、もともとは港がなかった所に港を造ったんですよ。それは何かいうたらよ、地域の人々の力がそこへ集まって港ができたがで、国とが県がそこへやっちゃおやっちゃお言うた話でできたわけではないというふうに、私は考えておりますが。いろんな人の話を聞いても。だからね、これは港ができるというのは漁民とか地域住民の力があって、行政を動かし、町を動かし、県を動かし、国を動かした。その結果があるもんで、私たちは先人が大変ご苦労されたことの上で、じいっと喜んでだけでは駄目で、これから地域で生きていく人のためにも、汗を流す必要があると思うんです。そうしないとね、6,800 人はね、夢のまた夢ですよ。

で、そういったことを踏まえて、その漁港の見直しのときに、それらを踏まえた上で県と話をしてもらいたいんですが。

そのへんのことはお聞かせ願いますか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、再質問にお答えします。

漁港の利用計画につきましては、新たに参入する企業の見込みや将来構想など、本当にこう真剣に検討する必要があろうかと思います。現在この近辺では、この沖になりますが、カツオやカツオの餌となる蓄養施設が行われており、施設拡充の中でそうした流れが出てきた場合、施設の増設等の要望が出てくると判断しておりますので、そういう関係者の皆さんと協議しながら、今後の夢をいうか。やはりニーズが出てきて初めて行政が動くわけでございますので、行政主体で物事をするとなかなか、あと、大きなお荷物となってくるので。そこらへんは民意を充分汲み取りながら事業展開をしていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

先ほど言いましたように、専用道路のずりの行き場なんかはね、格好の、まあ言うたら受け入れ地になるかなと考えておりますので、それらもですね、ぜひ有効活用していただきたいなあと考えておりますので、よろしくお願い致します。

それでは4 番のですね、土佐西南大規模公園計画の見直しの日程を問います。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは矢野議員の、土佐西南大規模公園の計画の見直しの日程のご質問にお答え致します。

土佐西南大規模公園の利用につきましては、サッカーなどのスポーツ利用者を中心に、大変多くの方にご利用をいただいております。

今後の見通しと致しましては、これまで以上に多くの皆さまにご利用いただくためにも、広くご意見をお伺いし、関係者や関係機関とともに、より良いものにしていきたいと考えております。

計画の見直しの日程につきましては、地域住民の皆さまのご意見を伺う必要があるため、今年度中の説明会の開始を目指し、原案を作成し準備を進めてきたところでございます。

しかしながら、作業を進めていく中で、除外する区域の具体的な利用計画の策定作業を丁寧に進める必要があるということで、来年度中には地域の代表者への説明会を行う予定と伺っております。

そのため、現時点では、具体的な日程をお示しすることは困難であるということでございますが、めどが立ち次第、具体的な日程を示していただけることになっております。

町と致しましては、今後も引き続き、関係者、関係機関の皆さまと連携を図り、早期に実施できるように努めてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

見直ししていただけるということで、それはそれで結構なんです。

要は、事業認可を受けながら買収した所は、まあまあと。本当は事業せないかんがですよ。

だけど、買収しない土地があると、個人が何かしよう思うたら規制を受けるんですよ。勝手にできない。そういう土地にしてしまうわけですね。事業認可を受けるというのは。

ところが、もう買ってくれるもんだから思うてそれを放置すると、山林、原野になってしまう。実際、そこへ買収が入ったときには、元優良農地であったものが山の単価になる。買収単価が。これはね、非常にね、地権者に対しても申し訳ない話やと思うんですよ。

事業認可を受けたときに即買収しておれば、その当時の優良農地があれば、優良農地で買収単価が決まるんですが、ずるずるずるずるきて、何もしないまま置くと荒れ地になる。荒れ地になると、荒れ地の単価になってしまいますので、ぜひこれはですね、速やかにやっていただきたい。

何を作るかということも踏まえてですね、並行して。そしてそれはですね、地権者にきちっと説明をしていかないとですね。関係者の中には地権者が入っているんですけど、もう関係者と言わずにですね、地権者にずうっと迷惑を掛けている節があるんですね。今まで。だからね、地権者に対して、都計法がそうなんですよ。都市の住民は協力せないかんと書いちゃうけど、地方公共団体も説明はきちっとせないかんと。地権者に。そういうことが書かれておりますので、そこをですね、ぜひそういった面を、そういった条文を活用してですよ、速やかに計画を策定していただくようにね、私は、この場でお願いしたいと思います。

その日程は来年度ということ分かったけど、その中身ですね。少し力強い答弁をいただきたいわけですが、いかがですか。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、再質問にお答えを致します。

まず、来年度に地区の代表者の方の説明を行いまして、その後に、地権者も含めまして関係者の説明会も行われることと聞いております。

しかしながら、今、私の現在で伺っておるところによりますと、どういった内容であるとかということまで伺っておりませんので、また、このことも確認してお伝えしたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

ぜひですね、まあ忙しいいうがは分かります。こんなコロナのこともあるし分かるけど、やはり住民はですね、皆さまの活躍するところに期待しておりますので、頑張ってやってもらいたいと思いますが。

次に、防災ですね。

1 番のですね、人家をはじめ避難所の裏山。避難所の裏山ですよ。は、こう配が 30 度以上の個所が多くあります。

その安全対策を問います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の、避難所の安全対策のご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のこう配 30 度以上は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、同法

施行令により規定されております。

規定で、住民の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域を、土砂災害警戒区域、イエローゾーン。以下、イエローゾーンでお答えさせていただきます。

住民等の生命、財産、または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域を土砂災害特別特別警戒区域、レッドゾーンとして定められています。これも、以下、レッドゾーンでお答えさせていただきます。

黒潮町の指定避難所 119 カ所のうち 51 カ所の避難所が、イエローゾーンに指定されている範囲に位置しております。現在、高知県では調査を進めており、イエローゾーンの追加、さらにレッドゾーンの指定がされることとなっております。警戒区域内に位置する避難所は、今後増えてくるものと思われます。

レッドゾーンに指定されました避難所につきましては、代替施設の指定やハード整備対策等、検討する必要があると考えております。

イエローゾーン内の避難所につきましては、絶対に安全とは言えない状況にあります。裏山の高さや施設の形状、範囲の位置によっては影響を受けにくい施設もあることから、山側から離れた部屋のみを使用するなどの工夫、検証、点検を行う必要があると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

ちょっと、聞き漏らしかも知れませんが。

佐賀の北部の方は、きついんですよ。その集会所の所からですね、山のこう配をずうっと当たっていくと、市野瀬なんかはね、町境を越えて向こうの集落の方までが一っと、30 度の線を引っ張ったらね、そう入っていくんですよ。隣の町まで。

そういう、多分、だからここの蜷川の方ですかね、とか米原の方なんかも、多分、集会所から山のこう配をずうと押さえていったら、相当高い所まで行くと思うんです。そういったこと踏まえて、なかなか山が相手です。簡単にかんことは分かりますけれども、そこに人間が生活しゆうことは事実なもので。そういった、非常にきついし、山の土質も大体悪いですよ。この辺は。

そういうところの安全対策をお聞きしゆうがで。平野がかった所で、裏山が 30 度あっても低い所が、比較的まあまあ、少しは安全かなと。それが、ずうと上がって上がって、100 とか 200 とか、そのように行くと、大変なその土量になるわけですね。だから、集落も避難所もというような、非常に危険な所が町内にはあちこちに見受けられるわけです。それらの安全対策を問うということです。

もう一回、お願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、再質問にお答えさせていただきたいと思います。

矢野議員がおっしゃられた特に危険な個所というのは、多分、レッドゾーンということになると思います。それに関しましては、今現在、県の方が調査をして、その状況についてつかんでいるところで、今後、指定されるというふうに認識をしております。

その他のイエローゾーンに関しましては、個所の差他、また、レッドゾーンと比べると範囲が広範、また場

所の危険度が違いますので、その対策が過剰か過小かの判断も付きにくいといったことに対して対応が、町単独では計画がないところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

全ての質問一緒ですが、黒潮町の職員にこじゃんと、町長を筆頭に、職員に住民は期待をしておりますので、ないと言わず、造るというように答弁いただいたらうれしいかな。そんなふうに思います。

ほんで2 番のですね、震度7 により、地盤が動くとともに、割れですね、割れ。山地の崩落などあり、その後、津波はその後ですね。その後、津波の襲来をはじめ豪雨など、さまざまな不安があります。

各避難所などの、避難所など書いてますけど、避難所ですわね。強度は十分か問います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の、各避難所等の強度は十分かのご質問にお答え致したいと思います。

避難所の指定につきましては、黒潮町地域防災計画に位置付けられた施設となっております。地震、津波に関しましては耐震基準を満たしていて、浸水区域以外であることが前提で指定されていることから、揺れに対する強度には問題ないと考えております。

しかしながら、土砂崩れに関しましては、どれだけの土量がどれだけの速さで家屋に流れ込んでくるか不確実なため、絶対に大丈夫とは言えない状況です。

そうした中、本町では、土砂災害の危険がある地区には、洪水、土砂防災に関するワークショップを行っておりまして、各地区のみなさんで自主避難計画を作成する取り組みを行っております。

この取り組みの中で、自分たちの住む地区の危険箇所を知り、いつ、どこへ避難するかを地域住民で検討し、その時々ベターな避難先を、指定避難所にとらわれなく検討をしております。

先にもお答えしましたが、高知県が今後指定しますレッドゾーン内にある避難所は、代替施設の指定やハード整備の対策等を検討をする必要があると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

課長、ちょっと早口ですのでね、もうちょっとゆっくり言うてくれたらうれしいのですが。

避難所、検討いうお話いただいて。検討は、それはせないかんでしょうけど、避難所へ行くまでの避難道路なんかも大変きついわけですね。地域的にもう、この山間、へき地いうものは、地域全体がもう危ない所で、その中に、そういう避難所としてあるにはあるんだけど、そのへんがよね。

その検討という意味が、具体的にどのようなことを検討されるのか。答えも難しいかも分かんけど、地域で、そこで生活されよう住民も、これは一体どこへ逃げたらええろうか、というのが現実やないかなと思うので。

なかなか返事は難しいかも分かんけど、まあひとつ希望の光を1 点だけ、見せてもらいたいんですが。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、再質問にお答えさせていただきたいと思います。

検討すると言った一つは、レッドゾーンに関しましては、特に危険な状況という所が認められれば、当然、ハード対策。また、代替施設も検討していかななくてはならないというふうに考えています。

ただ、その他の指定避難所に関しましては、そこの指定を外すとなると、地域住民の方が本当にすぐ逃げられるといった状況の場所がなくなります。そうしたことを考えると、そこをやはりどのように使っていくかといったことを、地域の中で考えていただく。また、そこに避難できなければ、どのような所が避難できるか。それが、例えば、その地域内の住家になるかもしれませんし。そうしたことも含めて、今、黒潮町内で行っている土砂災害ワークショップに関しましては、そういったことも踏まえて、地域の方で検討してもらってます。

その際に、災害が起こったときに、そこに行くためにはどうしたらいいのか。自分たちの地域はどのような状況にあるのか。こういったことも検討してもらっていますので、その中でやれること、地域がやれること、また行政がやれることを、一つ一つ整理していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

ちょっと時間ありますけど、非常時でありますし、それらを踏まえて、これで私の質問は終わらせてもらいます。

どうもありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、13 時 10 分まで休憩します。

休 憩 11 時 55 分

再 開 13 時 10 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、吉尾昌樹君。

6 番（吉尾昌樹君）

それでは、通告書に基づきまして質問させていただきます。

まず、1 問目、災害による避難後の医療や支援についてお伺いします。

南海トラフ地震や台風などの災害により避難し、家の倒壊や津波などで住む家がなくなった人たちは長期の避難生活になると思いますが、そのときの医療面や介護などの支援は想定できているのでしょうか。

また、長期避難となると仮設住宅もたくさん設置しないといけないと思いますが、設置する土地などは確保できているのか。

最近、南海トラフ地震がいつ発生するか分からない中で、もし高台に家を建てる土地があれば、家が倒壊したり、津波に流されてなくなるまでに、先に家を建てておきたいという声をちょくちょく聞くようになりましたが、町として高台への住宅、錦野団地や緑野団地のような新しい団地を造るというような予定、計画はある

のか。

問います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは吉尾議員の、災害による避難後の医療や支援、仮設住宅、高台の団地造成等のご質問にお答え致したいと思います。

大規模災害発生時における医療に関しましては、大きな被害が想定される南海トラフ地震に備え、高知県災害時医療救護計画および黒潮町地域防災計画に基づき、黒潮町災害時医療救護計画を作成しております。

災害時医療救護計画では、幡多医師会、高岡郡医師会や拳ノ川診療所等との関係機関と連携し、被災時の町民の生命および健康を守るための円滑な医療救護体制と活動内容。また、各団体等と協定を締結し、医薬品等の医療器材の備蓄、供給および人材派遣を整備するよう定めております。

この計画は、災害の被害想定等の見直しや医療施設、緊急輸送体制等の整備状況等により随時見直しを図ることとしており、今後、福祉部局を中心として、関係機関と連携した医療救護に関する実動、地上訓練等を実施し、災害時の実行性を高めていきたいと考えております。

仮設住宅等の災害発生時に必要となる機能の配置につきましては、平成28年9月策定の黒潮町南海トラフ地震応急機能配置計画により、大規模地震時に利用可能な資源をどのように活用するかあらかじめ検討し、公有地を中心として配置しております。

しかしながら、その配置につきましては、本町の場合、高台の公有地が少ないことから、応急仮設住宅用地については必要面積が充足できていないのが現状でございます。

このため、農地などの民地利用、山間地の空き家の活用、また、町外も見据えた広域的な配置等、さまざまな可能性について検討を進めていかなくてはならないと考えております。

また、安全な住宅地の造成につきましては、現状では、具体的な計画はございません。ただ、新たな宅地造成など選択肢も排除せずに、高規格道路の延伸等環境の変化や総体的な町づくりの中で検討が必要と考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

吉尾君。

6番（吉尾昌樹君）

東日本大震災も3月11日で9年になりましたが、岩手、宮城、福島は3県では、震災前と比べ人口が33万7,000人の減少となっている上に、避難生活の負担による震災関連死が、昨年9月末時点で3,739人に上るなど、厳しい状況が続いているとのこと。また、災害住宅での孤独死が242人にもなっていると、新聞にも載っていました。

また、黒潮町もこれからはいろいろな問題、課題はあると思いますが、ぜひとも宅地造成などで前向きな検討をしていただいて、安心して暮らせる黒潮町にしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、2問目に移りたいと思います。

運転免許証自主返納後の返納者に対する町の支援、サポートについて伺います。

高齢者の運転免許証返納後の不便さ、病院へ行ったり、買い物に行ったり、私用で行動することもほとんどできなくなったりします。

ちなみに、四万十市では介護タクシーや福祉タクシーなどがあり、病院への通院や買い物にもよく利用されているようで、まあ、どんな特典があるかは分かりませんが、黒潮町でもちょくちょく利用しているようです。

また、あったかふれあいセンターなどでサポートもしてくれていますが、まだまだ不自由している人が多いと思います。

町の支援として、今現在行っている支援以外に、何か考えていることはありますか。

問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは吉尾議員の、運転免許証返納者に対するサポートについてお答えをさせていただきます。

黒潮町の運転免許返納支援制度は、免許証を自主返納された際に交付される、運転経歴証明証の発行手数料を、本人の申請に基づき、後で町が全額補助する制度となっており、平成29年度からスタート致しました。制度導入後、免許証を自主返納された方で補助金を申請された方は70パーセント程度で推移しております。

地区サロンや、あったかのサテライトにおいて制度のPRはしておりますが、発行手数料は1,100円とあまり高くないため、補助金申請をされていない方がおるのも現実でございます。

議員ご質問の、返納後のサポートにつきましては、以前お示ししたとおり、土佐くろしお鉄道や高知西南交通等が運賃の割引を行う特典を設けておりまして、現時点で8事業所が協力店として参加していただいております。

係と致しましても、この事業所の拡充を図るべく、2年ほど前に商工会に出向いて協力店舗増の協力依頼を行いましたけれども、小規模店舗が多く財政的に厳しいとの理由で、それ以後は新たな協力事業所の参入がないのが現状であります。

従いまして、議員ご質問の現在行っている支援以外に何か新しいことを考えているかということにつきましては、残念ながら、現時点でお示しできる新しい支援やサービスがないのが現状でございます。

しかしながら、昨今免許証を返納された方が移動手段が狭くなったことで、外部との接触が少なくなり、引きこもりや認知症の程度が悪化することが問題視されております。そのため、移動手段を確保することとともに、福祉や健康面のフォローも大変重要になってきていることも事実であります。

従いまして、免許証を持って自由に車に乗っていたときと同じ環境とまではいきませんが、役場内の福祉や健康、公共交通等の関係部署とも横の連携を取りながら、できることから取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

吉尾君。

6番（吉尾昌樹君）

前向きな検討、ありがとうございます。

高齢者や運転免許証を自主返納した人たちが、通院や買い物へに行くことなど少しでも手助けができるよう、交通手段、支援方法をこれから一緒に考えて、取り組んでいければと思っておりますのでよろしくお願いします。

これで、質問を終わりたいと思います。

議長（小松孝年君）

これで、吉尾昌樹君の一般質問を終わります。

次の質問者、浅野修一君。

5 番（浅野修一君）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして質問の方を始めたいと思います。

今回自分の方は当初ですね、2 問ということをお願いしちよったですけれども、ちょっとコロナの影響であるとか、そういったことも考慮にさせていただき、教育委員会さんにはご迷惑をお掛けしましたが、今回は取り下げということでさしてもらってます。

また以後、質問の方をさせていただくようになろうかと思いますので、そのへんはよろしくお願いします。それでは、早速入りたいと思います。

1 問目、1 問のみですが、南海トラフ地震対策についてお伺いします。

この点について、3 点ほど質問の方を構えさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

国は、土佐湾沖の海底に観測機器を設置し、緊急地震速報などの情報を早期に発信するシステムなどを開発し、地震、津波による被害の軽減を目指しております。

決して恐怖をあおったりするつもりはないのですが、最近全国各地でですね、地震の方が頻発しております。そんな中で、高知県ではですね、ええことながですが、なぜかしら地震の方がほとんどないというのが、ちょっと自分としては気になっておるところでございます。

実は今日もですね、夜中 2 時過ぎに、滋賀の方で震度 5 強。7 時過ぎには、熊本の方で震度 3 ですか。そういった高知県以外の所ではですね、ほんと北海道から沖縄まで、至る所で頻発しております。ほんとに心配でなりません。

そういったことで、これまで国や県はですね、防災に関してさまざまな施策を打ってきたわけですが、これらに対します町の考えと対策を聞きたいと思います。

また、従来から当町も抱えてます課題等に対しですね、現状と今後の防災対策についてもお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、カッコ 1 と致しまして、県外視察の折、被災地の方からは、最良の方策はとにかく高台移転しかない、との声を多く聞いております。これまでも、国、県への要望はさまざま、町としても行ってきたと思うところではございますが、再度ですね、高台移転を計画実施できないかについてお伺いしたいと思います。

自分の前の吉尾議員の方からも、高台移転について質問の方ありましたので重複するとは思いますが、自分なりの質問の方をさせていただきたいと思いますので、答弁の方よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは浅野議員の、高台移転計画実施のご質問にお答え致したいと思います。

高台移転については、新想定以降検討を行っておりまして、南海トラフ巨大地震に対して、安心、安全な町を形成していくためには、被災前の高台移転が効果的な事前防災対策であることに変わりはありません。しかしながら、住宅の高台移転につきましては課題が多くあるのが現状でございます。

早くから地域住民の意向が高かった出口地区で、高台移転勉強会を実施し、防災集団移転促進事業を中心に、高台移転の実現に向けて調査、協議を進めてまいりました。

その結果、現行制度では、複数の事業を組み合わせても町の財政が破たんするという結果に達し、また、住民の方の金銭的負担についても大きく、住宅の高台移転については実施が困難な状況でございます。

高台への宅地確保を含め、今後も有効な補助事業などを国や県に働き掛けていかなければなりません、高台移転に関しては地域コミュニティの維持も課題の一つです。

高齢者等の最も事前防災対策が必要な方が取り残される可能性や、被災地のヒアリングでは、被災した後でも高台移転を望まず、元あった場所へ建て替えを希望する方もいて、災害地区全体の移転とならないケースもあるとお聞きしております。

高台移転には財源確保が大きな課題としてございますが、仮に財源の見通しがたったと致しましても、住民の皆さんの意向を踏まえながら、総合的に高台や浸水区域外への新たな住宅地の形成を探る必要があると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

ほんとにですね、この高台移転っていうのは町も、個人の住民の方も、ほんと大きなお金の方、支出の方を伴うわけで、すぐにというふうなことにはならないであろうとは思いますがですけど。

今もですね、9 年前起こりました東日本大震災。これ復興の方を続けて、国の方もすごいお金を投じて続けておるわけですが、後からするのと前もってするの、これ、大きな違いがあると思います。人的な被害はもちろん、大きな違い、出てきます。それこそ、助かる命も助からないっていう場面が方々でたくさん起きてくる可能性も、ものすごく大きいと思います。

そんな中でですね、やはり町として国の方にですね、権利っていうの、ちょっと、お金の面で無理はあるわけで。国の方にそういった方向性を持ってですね、前もった高台移転というふうなことでですね、要望の方をできないかと自分としては思うわけです。そうすることが国のためにもなるといいますか、国民の命を守ることと国費を抑えられるっていうふうな、自分としては考えを持ちょうわけです。

それこそですね、今、東日本大震災のことを申し上げましたけど、昭和の南海地震から 70 数年ですか、経っておりますけれど。それこそ南海トラフ地震が大体 90 年とか 100 数年とかっていうふうな、そういうサイクル、周期で来るんだっていうふうなことがいわれているわけでございまして。これも、そうは言っても自然のことですんで、明日やらあさってやら分かん。20 年、30 年先かは分かんわけですけど、いつか来るっていうことは間違いないことであろうと思います。そういった意味でですね、東日本大震災を受けて、その 1 年後に当町も 34.4 メートルっていうふうなものすごい数字を国の方からもらっておるわけでした。そういった意味におきましても、国もですね、責任と言ったらちょっと語弊あるかも分かんですけど、当町に対する思いであったり、責任感であったり、そういったものが持ってくれておると自分は思うわけですよ。

そういう意味も含みましてね、それと、その東日本のその 34.4 メートルの想定を受けたときに、大西町長の方が先頭に立ってですね、これは駄目だと。このままの町民、住民の方の思い、疲弊していった、そのままだんどんどんどん沈んでいったのは駄目だということで、もう犠牲者ゼロという、そのほんと力強いですね、その言葉を発していただいて、それに向かって今も、町民、住民の方も、町一体する協力であったり、いろんな場面で力をいただいていると思います。

そういう意味を含めましてですね、ぜひ国の方に強くですね、うちの町は一人も出さないんだっていうことをもっともっと強く国の方に訴えてですね、前もった高台移転、それに予算をつけてくれというふうな方向、その発信をぜひお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、再質問に答弁させていただきます。

ご指摘の今、高台移転、クローズアップされてご質問いただいていることとは思いますが、防災全般についてですね、尾崎前知事も非常にこの分野については熱心で、歩調を合わせて国ともさまざまな要請を挙げたり協議をしてきたことでした。

この間ですね、例えば有利な起債の制度でありますとか、あるいは新法制定に基づく、その所管事業については国の補助率のかさ上げ等々が実現されていていって、何も動いてないところではないと思っています。

それから、今回のこの高台移転が、もし防災のための集団移転促進事業ということでありましたら、今回ですね、少し要件緩和もございました。適用戸数の要件緩和です。ただ、自分たちもその適用戸数の要件緩和については、もう6年、7年ぐらい前からずっと要望を挙げてきて、やっとなんかということになるんですけども。ある意味、これまで特例で運用がかけていた所が明文化されたぐらいの変化でして、特段この制度に対しての変化は、現段階ではございません。

それから、財務省とも相当やったんですけども、ある意味、自分たちの目から見ても、事業単体だけを見ても破格の制度ということになっています。東日本と当町が違うのは、もともとまだ被害を受けていなくて、上物が残った状態での補償金額も含めた全体事業費ということになりますので、少し被災地の事例、つまり、上物が何も残っていない状況での買い取りと、その後の特例の措置で、被災地での事業実施とは若干こう分けて考える必要もがございます。

その上で、出口の勉強会で、その高台移転、集団、あるいは移転とかいうフレーズで、ちょっと勉強会を開催しましたけれども、財源だけではなくてさまざまなことが関連してくることが自分たちにも大変勉強になった会でした。例えば、出口のように集落内に高い所、低い所があって、アンケートを取っても100パーセントが移転しますとか、100パーセントが移転が嫌ですとか、こういうことにならないわけで。

そうするとやっぱりどうしても、例えば資金的に余力がある方とか、あるいはお若い方とかですね、こういった方の移転希望が高い傾向があって、そうなりますと、集落内をある属性で分断してしまうと。そういったことを行政が施策として誘導していいのかと、こういったジレンマもございます。

従って、単純に、この防災のための集団移転促進事業については財源的にもう対応できないということで、ある意味、もう結論が出たところではありますけれども、この移転とか集団とかいうフレーズを除いて、先ほど吉尾議員からご質問いただきました、選択肢として町内に高い所に住宅地があるという、この環境だけですね、どうしても整えていかなければならないと思っています。

その上で申し上げますと、全般的な住宅施策の優先順位を少しつけさせていただいておりまして、現在町内にございます町営住宅、あるいは改良住宅、こちらの方で耐震化に非常に不安を感じながらお住まいになっておられる住民の方が多数おられます。まずは、この住宅の措置を仕上げたいと思います。

それと併せて、財政的、全体的な財源財政と相談をしながら、町内にいかに選択肢を増やしていくのか。そういう施策についても、今後検討をしてみたいです。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

ありがとうございます。

本当に長いこといいですかね、もうずうっと町長を先頭にですね、皆さまがご苦労なさって、ほんと住民も重々分かっているつもりですが。とにかくですね、住民を守るという意味合いにおいてですね、もっともつとこう発想の転換いいですか、考え方、少し練るいいですか転換をした考えによってですね、ほんと、一人も被災者を出さんという強い気持ちをもっともって持っていてですね、これからもいろんな方法といいですか、方策もほかにももっとあろうかと思えますんで、そのへんですね、町内で、町長だけでなく、ほかの課の課長さんも含めて町内全体でアイデアを出し合って、ぜひですね、被害者ゼロを目指していただきたいと思います。

それと、あと自分先ほど申し上げましたが、被災地の方本当にですね、とにかく高台移転をしてくださいと。皆さんのために。そういう言葉をお聞きしております。自分もその言葉がですね、妙に脳裏に焼き付いて離れんわけですし、全くそのとおりであるという思いで、今回この質問の方へ出させていただいています。

自分としても、何だかそのアイデア、出てまいりましたら、またご相談いかさしていただきますんで、一緒にぜひ被災者ゼロを目指して頑張りたいと思います。

じゃあ、この質問はこれで終わりたいと思います。

続きまして、カッコ2と致しまして、大方地区の衛生車両の保管場所については高台へ設置するとのことでしたが、整備はできたかについてお伺いしたいと思います。

この件、佐賀地区にも当然、衛生車の方がございまして、佐賀地区については整備が進んでおるというお話をお聞きしておるわけですが、どうもですね、大方地区についてちょっとまだはっきりとしたことをお聞きできていけませんので、現状とかですね、今後の計画がございましたら教えてください。

お願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは、大方地区の衛生車両の高台移転についてお答えします。

衛生車両の高台移転につきましては、昨年6月議会定例会においても答弁をさせていただいたところです。佐賀地区においては、今年度完了したところです。大方地区の2社4台については、その後の進捗（しんちょく）の変化はありません。

候補地について、事業者の方からヒアリング時に、衛生車両というイメージから高台でも住宅地付近に構えるということは難しい。しかし、現在の事業所から遠隔地になると平常時の事業活動に支障が出るため、入野近辺で用地を確保してほしいとの要望を受けています。

町としても、事業者の要望に沿うよう対応していく所存ですが、入野地区の高台については、高規格道路のルートにもなっています。高規格道路については、事業主体は国土交通省です。現在、地権者説明会や用地測量が始まったばかりで、本体工事についてはこれからの状況です。

併せて、今後、工事用道路や残土処理を行うバックヤードを含め各種の調整がなされていく予定で、黒潮町が先行して土地の造成をするということにはなりません。

衛生業者さんの平時の事業活動はもとより、浅野議員からのご意見も意識し、高規格道路の進捗（しんちょく）状況を見ながら対応をしていく考えです。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

ありがとうございます。

そうですね、高規格道路は今の測量であるとかボーリング調査であるとか、ずっと進んでおるようなんですが、まだまだちょっと時間の方がかかると思いますので、この近辺となると、やっぱその高規格道路の件が引っ掛かってることだと、私も思っています。

ただですね、いつまでもいつまでも先延ばしにして、これ分らんことであって、早く早くって言っても、あんまり早よやって古うなったやいか、みたいな話にもなろうかと思えますけど。早いに越したことはないと思いますので、そのへんですね、あらかたの国の方の進み具合というか、そういった部分を捉えながらですね、ぜひその候補地いうか、何カ所が当たっていただいてですね、そういった方向性も持つべきじゃないかと思うがですよ。

といいますのも、とにかく人間、食べること、寝ること、その後、トイレであるとか、本当に毎日のことで大事な部分でありますので、生きていく上にはほんとに欠かすことのできないことでありますんで。

もしもですね、この衛生車両の方がここの方地区、佐賀地区は、先ほど答弁いただいて整備もできたというふうなと言われたんで安心はしましたが、もしもこの大方地区の2社の衛生車両がなくなった場合、後の被災時の現状を考えたときにですね、もうこれはどうしようもない、衛生面であるとか健康面、ほんとにですね持病を持った方であるとか、体がちょっと病弱な方であるとか、そういった方がすぐに影響が出てくるような状況、悪影響を及ぼす状況になろうかと思えます。

そういった意味におきましてですね、その候補地、何カ所か模索するというか、探すようなことも必要だと思いますけど、そういったことはまだやってもおりませんか。

それと今後、そういうふうに進めていく計画はありませんか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

候補地の選定ですが、現在、衛生車が約3トン車両を使っていますので、その車両が通れる道路となると、先ほど言いました高規格道路に伴う工事用道路を活用するしかないと思っています。

その工事用道路は、バックヤードとかそういう方に接続されていきますので、最初の答弁しましたように、バックヤードがどこにできるかとか、そういうふうなところが計画としてはっきりしないことには、現在、候補地をここにということにはならないと考えています。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

分かりました。相手のあることですので、こちらがいくら早く早くと言っても、進まん所は当然あると思います。

そのバックヤードの方、決まり次第といいますかね、その、あらかたいうたら大体この辺みたいな、見当がつくようになればですね、早期にぜひ着手の方をお願いしたいと思います。そうすることが住民、町民を守ることだと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

それでは、カッコ2の質問を終えまして、最後になりますがカッコ3。

高知市では、学校、公園の地下などに非常用貯水槽を1992年度から設置し、計画の最後である今の25基目、

これを現在工事中のようであります。

被災時の断水時には有効な手段と考えますので、当町にも採用できないかというふうな思いで、質問の方を出さしていただいています。

執行部の見解を問います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは浅野議員の、非常用貯水槽の採用のご質問にお答え致したいと思います。

非常時の安心、安全な水の確保についてはさまざまな方法があると思います。本町におきましては、2つの視点から対策を講じております。

1点目は、飲料水の備蓄でございます。町内の30カ所に、全町民に必要な1日分の飲料水を確保しております。

また、備蓄飲料水は保存期限がある一方で、生活用水として利用できることから、全て廃棄せず一定数保管をしております。

2点目は、浄水器の整備でございます。配備計画に基づき、令和元年度末には計画目標値28のうち26基が避難所等に整備されております。通常の浄水器とは違って、農薬や放射性物質等が混入していても除去能力が非常に高い製品のため、安全な水の確保が可能となっております。

原水については、付属のポンプによって、防火水槽、プール、お風呂、井戸、河川等から確保できるほか、海水についてもろ過できる機能を有しており、居住地のほとんどが沿岸地域である本町では、長期浸水した海水を安全な水にすることが可能となっております。

また、貯水槽はその場所では水を供給できませんが、浄水器は断水地域や水が不足している地域に持ち運びが可能であるため、汎用（はんよう）性が高いと考えております。

さらに、1日の増水能力についても、機種によって異なりはございますが押し並べて数値化すると、実質的に全町民における必要量の約3倍以上の水が提供できる仕組みとなっております。

耐震性の貯水槽に関しましては、火災時の対応として必要個所を選定しており、年間2基を整備しております。

ただ、飲料水との兼用となりますと、通常時は水道管の一部として使用することから、ある程度流下の水道使用量がないと、貯水槽内での水が滞留し不足します。条件として、整備できる個所が限定されることから、現状の計画では、火災対応での飲料水兼用貯水槽の整備は検討しておりません。

災害時の対応としての飲料水兼用耐震性貯水槽につきましては、令和2年度に都市防災総合推進事業交付金を活用し、入野地区へ1基計画をしております。

ただ、飲料水兼用貯水槽に掛かる経費は、設計委託料に約600万円、工事請負費に1億700万と、多額の経費が必要となるため、今後計画的に進めるには有利な補助事業がないと財政的には困難な状況でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

ありがとうございます。

今、入野に1基というようなことで。

これは錦野団地。じゃないか、こちらの方でいいんですね。

実は、この前の委員会の中でも、建設課長の方からもちらっとこのお話を伺って、びっくりしたことでしたけど。

課長、その詳細いいですか、ちょっとお聞かせ願うて構いませんか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、浅野議員の質問にお答えを致します。

令和2年度に、この庁舎の北側の防災広場の方へ、40トンの非常用の飲料水の耐震性貯水槽の計画をしています。

概要としましては、現在、この庁舎下の、300ミリの本管ございますけど、本管から、この庁舎前の道路を上がりまして、防災広場まで入っていきます。それで、40トンの貯水槽ができて、それから今度、それを水が滞留しないように、それから今度また下ってきます。排水をその貯水槽からしまして、それから、ここの庁舎への分岐。また、来年度以降計画します町営住宅へ給水をして、また、下の国道沿いに設置しました本管へ帰っていく、ということで計画をしています。

40トンですと、非常時、一人当たりが1日当りに使う水道の使用量が3リットルで計算をします。3リットルでいきますと、最低限3日間必要と考えておりますので、それでいけば4,000人が対応できるというような計画になっております。

ただ、先ほど情報防災課長が言いましたように多額の経費でございまして、今回、防災の観点から都市防災総合推進事業を活用しまして事業を導入するわけでございますけど、この事業もですね、令和4年度で完了となります。現在のところ次期計画もございませんので、恐らくこの1基ぐらいで当面はしのいでいくということになるかと思います。

ただ、防災課長言いましたように、そのほかにいろいろその浄水器とか備蓄している水もございますので、それも活用。

それともう一つ、水道の方の担当課としましては、上川口の配水池に、満水で1,600トンたまりますけど、そこに緊急時は、地震のときですけど緊急遮断面というものがあって、そこで遮断するようにしております。そこからですね、その水を取って、また給水をしていくと。そのときには当然、給水車とか給水タンク使うてですね、利用になろうかと思いますが、当面、そういうところで計画していきたいと考えています。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

ありがとうございます。

上川口の、言いましたかね。1,600トン。すごい量のあれですね。そこも災害時に使えれば、使えるに越したことはないですけど。ただ、その輸送であったり、その水はその近くに限られるみたいなこともあったりもしようと思しますので。

自分の思うのにはですね、これは南海トラフ地震想定してのことですけど、地震が起きると、そこで津波も怖いわけですが、地震がこれ、何時に来るや分からん。朝の食事時か、昼か、夜の食事時とか、分からんわけ。ということは、火災の方も当然発生するということは、想定内やと思います。

そういった意味でですね、先ほど情報防災課長言われましたけど、防火水槽の方をですね、これ、当然火災があれば、そこで使わなくてはならなくなるわけで。防火水槽に水はいつでもあるというふうな考えもあろうかと思いますが、この水、使わなくてはならない状態の場合も当然できてくるわけですね。これは、必ずと言っていいほど起きてくるんじゃないかと自分は思ってます。

ほかの団地にしても、高台の所にしてもそうなのですが、そういった意味も含めましてですね、今あるからそれで安心、その水を浄化して使えるから安心というのは、これ、自分としてはですね、あまり考えない方がいいんじゃないかというふうな思いも持っております。ほんとにその想定外っていうことあるわけで、あるって思った分は、なければそこで終わりのわけで。それと、先ほど説明の中に、情報防災課長の説明にもありましたけど、飲料水の方が30カ所で1日分しかないというふうなことやっただと思いますが。そういうふうなことも考えてですね、3日。3日は自分たちで持ちこたえんといかんわけですね。3日間ってものは自分たちで頑張ってください。これから先は、国、県とか、大きなところで援助しますよというふうな、どっこもがたてりやと思います。そういったことを考えるとですね、1日分あるからってという話にはならんと思います。

それと、錦野なんかに、なんかに言うたらいけませんね。錦野とか、そういった高台。緑野であったり、特に大方地区だけのことに特化して言いますが、緑野とか錦野、そういった所には国道通っておられる方も、このときに被災すれば、当然高台めがけて、訓練にもありましたけど、渋滞するぐらい高台めがけて、みんな逃げていくわけですね。その場合は、車が主にどんどんどんどん上がるようになると思うんですけど、その折にはですね、ほんととてつもない、そこへ人数が集中するわけですね。そういったことも想定するとですね、予算のこと、1番に来るがやと思いますけど、そういった避難場所、避難所として考えておられる所にはですね、この庁舎の上、防災の土地に構えるような貯水槽、これ、絶対必要だと思うがですよ。錦野、緑野に限らず、佐賀の高台の所もそうです。それと、自分の中ではその高台ばかりじゃなくて、中山間の方ですね、中山間の方にも津波の来ない、想定外の所があると思いますので、そういった所への浄化水槽。防火もできる、飲料水も貯水もできる、そういった施設をですね、ぜひこれからも整備していったですね。

自力のみというか町費のみでの対応ってというのは、まず自分もその、今も1億700万っていうふうな、40トンで1億700万ですもんね。そんなもん、ぼんぼんぼんぼん町のお金で造れるわけないと自分は思いますんで、そのへんも国の方にぜひ進言していただいて、安心、安全を町民の方に向けていただきたいと思います。

そういった拠点拠点、こう全地区についていうふうなことは自分も思っていないのですが、拠点拠点に置くことでほかへの支援いいですか、そういった水槽のあるところにはそこで水を確保してあるんで、そこでちゃんとやっていただいて、水のない所へみんながこう、支援の方もそこで、手が空くといいますかわけですから、支援ができるわけで。そういった全体のことを考えてですね、ぜひ必要なことやないかと思いますんで、ぜひこのこともですね、続いて国の方に要望の方をぜひですね、力強い要望をですね、犠牲者を一人も出さんのじゃという力強い言葉をですね、国の方に届けていっていただきたいと思います。

そのことをお願いしまして、今回の私の質問の方終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで浅野修一君の一般質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩致します。

休 憩 14時 01分

再 開 14時 10分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

11 番（宮川徳光君）

来週の月曜日のトップバッターかなとも勝手に思っておりまして、野球で言いますとツーアウト満塁というようなものになってると思うんですが、まあ頑張って一般質問をさせていただきます。

では、通告書に基づきまして致します。

まず1問目ですが、その前に若干、この問題を取り上げたことにつきまして触れてみますと。

当町の林業振興策につきましては、近年、多くの議員が一般質問で取り上げております。年々、その数が多くなっていると感じています。私も平成28年9月定例会にて、幡東森林組合などによる黒潮薪本舗が、薪の買い取りという木質バイオマス事業を始めたことを取り上げて、森林率の高い当町の取り組むべき課題などについて質問をしました。

また、この林業振興策につきましては、毎年取り組みをさせていただいています議員の県外研修の内容にも、この林業振興策についての研修が多くなってきており、私たち議員がこの課題を重要視していることの表れだと感じております。

例を挙げますと、平成27年には、熊本県の小国町森林の育成、活用についてにつきまして、また同30年には、鳥取県日南町に林業従事者の育成確保と山林資源の有効活用としまして行きました。引き続いて今年度、令和元年度には同じく鳥取県の智頭町に、自伐型林業の推進についてとして行っております。今定例会でも午前中、矢野昭三議員が林業関係の質問を、また、この後にも私のほか中島議員も、林業振興について問うております。

このような状況の中、重複する質問もあろうとは思いますが、よろしくお願いします。

ということで、1問目の林業振興につきまして。

林業につきましては、近年、森林環境税や森林環境譲与税の創設、また森林経営管理法が制定され、林業を取り巻く環境も大きく変わってきました。この状況下、以下を問うとしております。

まず、1問目としまして、当町の林業の売りや可能性をどう見ているかとしております。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、カッコ1の、林業の売りや可能性に関する質問にお答え致します。

森林管理法の施行が昨年4月から始まっております。本年度は約1,100万円の森林環境譲与税の配分がされ、これを原資に、境界確定作業と意向調査の準備を行っているところでございます。

町内の全体森林面積は1万4,882ヘクタール、そのうち民有林は1万2,980ヘクタール、そのうち人工林は6,700ヘクタールあり、その多くは戦後植栽された搬出伐採の摘期を迎えております。本町にはハタヒノキといわれるピンク色の良質な木材があり、今後も素材生産が増産できる環境があります。増産のためには、林地内の作業網等を整備し、搬出コストの削減に向けた生産基盤整備を図る必要があります。

本町は森林と海までの距離が近く、鹿島原生林をはじめ入野松原等、自然を間近に感じられる景観と環境を有しているため、林業は今後も成長できるポテンシャルの高い産業と見ています。流域森林から流れ込む水は豊かであり、農業生産活動や飲料水の提供、沿岸域の多様な魚介類の生育環境にも関連性があり、森林の適正

な管理は非常に大切と考えております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

答弁をお聞きして、可能性についてはちょっと聞こえてきたように思うんですが、現状の売りの点はちょっと、あまり響いてこなかったのですが。

私の聞き漏らしだと思いますが、再度。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

現状の売りといいますのは、いわゆる適齢期を迎えた森林が多くあると。そこから生産される木材が徐々に生産されつつあって。

しかしながら、一方では価格低迷。先の答弁でありました価格低迷があつて、そこらへんのコスト削減あるいは搬出増大をどのように図っていくのかという課題もありまして、非常に難しい課題であります。そうした資源がありながらポテンシャルも高い産業。これが売りだと、私は思っております。

それから、町内には、ふるさと納税等でも最近人気を博しております薪の生産もふるさと納税でも人気の高い商品になっておりますので、広葉樹林等がございますので、そこを活用した林業生産活動が今後もしもできるようになっております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

私の取り方かもしれませんが、可能性というふうに今の答弁でも私には感じました。

午前中の矢野議員の質問の中にもありましたけども、今の答弁の中にもありましたが、現状はなかなか、そういう可能性のあるものがあるのだけれども、なかなかコスト面とかで動いていけないというような状況にあるというふうに私も捉えておりますので、まだ売りというところまではいっていないのかなというふうに私は感じております。

ちょっと余談になるかもしれませんが、今回の令和 2 年度の一般会計の予算なんかを見ましても、第 1 番目に 8 つの重点項目ということで挙げて、第 1 番目に、一時産業の新規就業者の拡大と所得向上の取り組みということが 1 番目に挙げられてますが。農業部門で何がし、水産部門で何がしというて書いてますが、林業の関係はここには載っていない。今年は譲与税が 2,200 万ぐらいありますんで、その部分はここへ書かれてないけれども含まれているとは思いますが、そのことは現状を物語っているように私には思えます。

もう少し、こういう補助金を用意すればそれだけでいいとは思いませんけども、そういった項目が現れてないということも当町の現状かなというふうに、私には読み取れるところでございます。

そういったことも踏まえて、次の質問にいきます。

カッコ 2 と致しまして、町内の所有者不明などで活用が難しい山林の状況と、その対応策はとしております。

答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それではカッコ2の、活用が難しい山林の状況と、その対応策に関する質問にお答えします。

町内の森林を見てみますと、地籍調査に実施個所が多くあり、登記名義人と実際の森林所有者関係の把握が非常に難しいのが現状であります。

本年度初めて、森林経営管理法に基づく事業に着手し、事前の準備として、要約登記書調査、納税者確認、相続確認調査を行い、境界策定作業を行ってきました。これら一連の作業では、寒い時期であったことや急峻（きゅうしゅん）な地形もあり困難を極め、時間と労力を要したのが現実であります。

抜本的な対策としましては、地籍調査の促進が近道とは考えますが、現実的な対応としては経費面、推進体制もあり地道であります。この森林環境譲与税を使った境界確定の取り組みが必要と考えております。

今年の3月3日には、地域の自主性および自立性を高めるための関係法案が閣議決定され、今後、固定資産税台帳の内部利用、平成20年度以前の分が可能となる見込みであり、森林所有者の把握調査の短縮ができるのではないかと考えております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

所有者不明などの土地が多いというふうに受け取りましたが、数値的なものは全然入ってなかったように私には聞こえたんですが。

そういったものまでは現状至っていないということなんでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それではお答え致します。

一例挙げますと、今年の森林管理法に基づく施業履歴70ヘクタールを市野瀬地区でやりましたが、筆数が250筆ございました。そのうち1割が全く所在不明というか、所有者が分からないような所も、追っ掛けてもなかなか分からんような所がございまして。その例からすると相当数、町内相当の山林がございますので、そこを追っ掛けるとどれぐらいの。筆数も、林地台帳と実際の固定資産税台帳でまた筆数も違いますので非常にそこを把握することは容易ではありませんが、かなりの数が所有者不明というのか、登記名義人と合致してない所があるかと思っております。

全体像はつかんでおりません。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

ちょっと、あまりにも漠然とというよりは、つかんでないという言葉にちょっと、えっと思ったのですが。というのは、税金の面で言うとどんなふう。課税の関係ではある程度数字が出ると思うんですが。いかがですか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

税金上の所有者不明地については、相当数あると認識をしています。

ただし、課税評価額が20万円未満であれば課税がされなくなっておりますので、そのために追跡ができてないということが、その一つの理由になっています。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

その状況いいますか、そういう状況があるというのは分かりますけども、割合的なところ、数字的なことが。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

土地の筆数については、すいません、現在把握する資料を持ち合わせておりませんので、お答えすることができません。

なお、今後、そういう所有者不明地につきましては、課税の観点から登記名義人の追跡をしていくようには、現在調査をしているところです。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

ちょっと、私の持ってきたがとはかなりかけ離れたような答弁で、そこまでいっているのかなというふうな印象を受けました。まあ、ちょっと私の取り方が悪いのかもしれませんが。

では、カッコ3の方へいきます。

森林環境譲与税や森林経営管理法を活用した振興計画は、としております。

この森林経営管理法が制定されたということの裏側いいますか大きな理由に、今の所有者不明などで活用が難しい山林が増えてきたということがあろうかと推測しておりますが。

カッコ3についてお願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それではカッコ3の、森林経営管理法を活用した振興計画に関する質問にお答えします。

この制度の目的としましては、重複しますが、手入れがされていない未整備森林の整備を図り、山崩れの防止、水源涵養、木材生産、木材の利活用等、多面的な機能を高める制度であります。

本年度、令和元年度は、地籍調査未実施の高齢化の比較的高い地域において、手始めに境界確定と意向調査作業を行いました。当面この作業を促進し、森林施業に早く移りたいと考えております。

しかしながら、このスピードでいきますと相当の時間と労力を要します。このことから、一方、作業効率と事業の推進を考えますと、地籍調査実施済みのエリアにおいて一定の森林の整備を図ることも必要であると考えております。

事業は開始されたばかりであり、試行錯誤しながら効果的に目的が果たせるよう、努力をしていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

この森林環境譲与税や森林経営管理法を活用した計画ということですが、なかなかまだ大きな、中期的なものがまだ見えてないように受け取りました。

ちょっと話がそれるかもしれませんが、現状でも林業の作業は行われていると思うのですが、先ほどちょっと触れました議員の県外研修なんかでいきますと、すごい活発に活動されているなというふうに感じている所に共通しているのは、例えば、間伐材を無駄にしていない。そういったところで他の産業と結び付けて、地域おこしをしている。

例を挙げますと、前の話ですけども今でも行われておりますが、間伐材のチップ材でハタケシメジというのが京丹波町でありました。

それから、先ほどの小国町では切り捨ての間伐材で、また製材所の廃材なんかを活用して、役場とか公共施設で薪ボイラーによる暖房を図ったり、個人住宅へはそれを活用した薪ストーブとか。

今年度行かせてもらいました智頭町でも、間伐材を利用して、それを1トン当たり6,000円分で買い上げるんですけど、その買い上げに地域通貨を使って買い上げることによって地域を潤していこうという。また、その地域通貨も毎年子どもたちがその図柄を描いて、子どもたちにもそういう参画させることによって興味を持たせてるというのがありました。

そういった似たような事例が、町内ではないですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは再質問にお答えします。

森林資源を有効に活用して、産業振興と連携して図るという取り組みですが、今年当初予算に計上しております木質バイオマスのチップを農業施設にボイラーとして供給して、それは町内産出ではありませんが、いわゆるペレットを農業ハウスに使うという予算を計上させていただいております。

それから、間伐材のいわゆる搬出間伐で、保育間伐はほぼ、山から持ってきててもなかなか価格面で釣り合わないということで、用材として使える搬出間伐につきましては、過去にはこういう庁舎とか、それから保育所とか、そういう公共施設に利用して、数量は少ないですけども有効活用しております。

それから、今後、間伐材を利用した水産の方でタッグを組み合わせながら、できたら間伐漁礁等も復活したいなど。これはまだ予算化もされておきませんが、今後そういうものをしながら、水産資源との共存を図っていききたいと考えております。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

確かにいい取り組みだとは思いますが、その取り組みが、年間を通じて回すような取り組みのようには聞こえて。ちょっと、取り組み自体が小さいかなというふうに捉えました。

そういう事例があるのであれば入ってきているかもしれませんが、私どもの知らないところでやられていると思って質問致しました。

ぜひですね、そういった年間を通じて回していける、雇用が生まれるといいですか、そういったような仕組

みづくりを検討していただきたいと思っております。

今年行った智頭町にしても、その前に行った同じ鳥取県の日南町にしましても、小国町にしても、京丹波町にしても、町がかなり手を入れて。海もないという地域性もあるかとは思いますがですけれども、そういった面では黒潮町は恵まれてるところもあるとは思いますがですけれども。

ぜひ、今答弁にもありましたように、資源はかなりいいものがあると私も認識しておりますので、そういった仕組みづくりを検討していただきたいと思います。

続きまして、2 問目の方へいきます。

2 番目の質問としまして、集落活動センターについてとしております。

当黒潮町内の集落活動センターにつきましては、平成 25 年度発足の集落活動センター北郷に始まり、同 27 年に同センター佐賀北部、同 28 年に同センターであいの里蜷川、同 29 年 4 月に、町内 4 カ所目となりました同センターかきせが発足しました。このかきせにつきましても順調に活動していただいて、間もなく発足後 3 年を迎えようとしております。

また、発足後 3 年間の県の補助期間が過ぎた 3 カ所につきましても、それぞれ自立して活発に活動をしていただいております。

この状況下、以下を問うとしております。

まず、カッコ 1 としまして、各センターの発足当時の特徴的な目的や課題、それらの解決に向けた取り組み状況はとしております。

答弁お願いします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは宮川議員の、集落活動センターの目的および課題につきましてお答えを致します。

集落活動センターにつきましては、地域の住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に地域外の人材等を活用しながら、近隣の集落と連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む事業であり、集落の維持活性化を図ることを目的としております。

課題と致しましては、集落活動センターを設置した地域全体に言えることですが、中山間地域では高齢化や人口減少に伴う地域活動の担い手不足をはじめ、耕作放棄地の増加などが課題として挙げられ、安心して暮らし続けるための機能をどのように維持していくのかということになります。

こういった地域が抱える課題を解決する手段として、集落活動センターの推進に取り組んでいるところでございます。

次に、黒潮町にあります 4 つの集落活動センターの目的と、取り組み状況について説明をさせていただきます。

まず、集落活動センター北郷につきましては、平成 25 年 3 月に、当町で初の集落活動センターとして開所しております。

目的と致しましては、北郷地域 3 集落の交流、世代を超えた交流、伝統文化の継承の 3 点でございます。

現在の活動と致しましては、小さな屋台村と称しまして、地域の居酒屋として 2 カ月に 1 回程度開催しており、地域内外問わずさまざまな方にご参加いただき、地域の集いの場となっております。

次に、ウォーキングイベントを年に 2 回開催しており、最近では町外の方の参加も増えてきております。

こうした居酒屋やウォーキングイベントといった事業によりまして、地域内外の交流が図られております。

そのほかにも、経済活動と致しまして、ごみ袋の販売や農産物の出荷等を行っております。

また、あったかふれあいセンターとも協働し、地域の拠点としての活動を行っております。

次に、集落活動センター佐賀北部につきましては、平成26年4月に開所致しました。

佐賀北部9集落が連携し、地域住民の健康増進、観光振興による地域の雇用を図り、地域の維持活性化を目的として活動をしております。

主な活動と致しましては、直販所さが谷三里マーケットの運営や、スポーツツーリズムに伴うイベント事業、ユズの生産加工販売、特産品である若山楮（こうぞ）は生産加工販売のほか紙すき体験も行っており、地域の文化の保存や継承といった面からも大切な活動になっております。

このほか、同施設内で活動しております、あったかふれあいセンター利用者への食事提供のサービスなども行っております。

次に、集落活動センターであいの里蜷川につきましては、平成28年4月に開所致しました。

この集落活動センターは、蜷川地区でもともと宿泊事業や体験事業を行っていた、であいの里蜷川という女性グループが母体となり、活動のさらなる拡充や地域の活性化を目的に立ち上げたもので、伝統文化の継承、であいの里蜷川の活動を充実させる地域内外の交流の促進、防災体制の充実、拠点づくりの4点を目標として活動をしております。

現在、宿泊事業をメインに活動を行っており、収益の大きな柱となっております。スポーツツーリズム等の連動で年々宿泊数も増加しており、地域内外の交流が活発に行われております。

そのほかにも、そば打ち体験の事業やモーニング事業等を行っております。

次に、集落活動センターかきせにつきましては、平成29年4月に開所致しました。

蛸瀬川流域の3集落が連携し、伝統文化の継承、冷泉、七立栗を活用した地域おこし、地域の交流、活性化を目的として活動をしております。

現在は、宿泊、農林業、福祉、イベントの4つの部会に分かれ活動を行っており、地域の交流および活性化を図っております。特に宿泊事業につきましては、スポーツツーリズムにより順調に宿泊数も増加しており、収益の柱となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

今の答弁の中では、発足させる目的というような意味合いの言葉はそれぞれにあったと思うのですが、その当時の、私の設問にあります特徴的な課題と、それに向けた取り組み状況はとてますが、その部分がちょっと薄かったかなと思いますが。

再度。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問の方にお答え致します。

それぞれの課題、特徴、その当時の課題、特徴につきましてですけれども。

先ほども申し上げましたように、課題は各所、中山間というところで共通しているというふうに考えており

まして、やはり高齢化で人口減少に伴う地域活動の担い手不足によりましてその地域の活動が低下するというようなことが課題となりまして、やはりそこで活性化を図るというような目的にしまして、地域が一丸となって声を挙げていただいたのが今のこの4地域というふうになっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

何か、4カ所をひとくくりにしたような答弁のように聞こえましたが、それぞれにちょっとしたいろいろな特徴的な事柄があったのかなというふうに思いまして。

というのがですね、現状もそれぞれが取り組んでいることは同じことを取り組んで、同じようなことはかもしれないけれども、それぞれが取り組んでいる事柄も違うし、取り組み方も違うんじゃないかなというふうなことでの質問でした。

大体分かりましたんで、カッコ2番の方にいきます。

4カ所の各センターの現状の課題と対策は、としております。

よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは宮川議員の、各センターの現状の課題、および対策についてお答えを致します。

各センターとも、それぞれの活動により一定の成果を出しながら運営をしているところでございますが、現状の課題と致しましては、各地区、各集落センターで共通しており、全体としての共通課題は、今後も活動を継続していくこと。つまり、後継者、担い手の不足であると捉えております。

全てのセンターに言えることですが、スタッフの高齢化が進んでおり、次の世代につないでいくことが重要となりますが、現状では世代交代がなかなかできておらず、その点が課題であると考えます。

地域の活性化等課題解決のためには、集落活動センターの活動の継続はもちろんのこと、さらなる取り組みを模索していくことが必要であり、そのためにも後継者、担い手の育成は重要であると考えております。

対策につきましては、町と致しまして若い世代が入っていきやすいような運営体制となるようなアドバイスや、収益を生み出すためのアドバイスやサポートを行うことが必要であると考えております。

今後も、各センターが地域内外に集落活動センターの活動を浸透させ、まずは幅広い世代に知っていただくことが重要であり、知っていただくことで活動に対し参加、協力していただける方々も増えてくるのではないかと考えております。

町と致しましては、今後も継続して集落活動センターが活動を行えるよう、高知県の協力もいただきながら運営のサポートを行ってまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

共通して言えることは、高齢化をしており、継続ということが大きな課題になっているということでした。

この継続に向けてのサポートをしていくというふうにとったのですが、具体的に言いますと、例えば何らか

の会をそれぞれに設けていると思うのですが、そういったその状況と。

ひとつ、私の考えでいきますと、あまり行政サイドが前へ立つと、逆にというところもあるような。ちょっと余分なこともかもしれませんけども、そういう気もするのですが。

具体的にどういうふうなことをやられているか、お聞きします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問にお答え致します。

それぞれの地域の会等にも入らせていただきながら、その都度の課題等につきまして、少し町の考え方を申し上げたり助言をするといったこともしております。

また、あくまでも地域が主体でございますので、地域の考え方を尊重しながら、町にできることがあれば関していくというようなスタンスを取らせていただいております。

また、各集落活動センターの課題になっていきます後継者、担い手不足に関しましても、結果的にはそのほかにも労働力、マンパワーというものが不足しているというふうに考えております。

町と致しましても今後、必要に応じまして集落支援員として配置をするなどの考えも持っております、それぞれの地域の実動を見ながらそういったことも考えたいというふうに思っております。

ただ、このことに関しましては集落活動センターだけの補助ということではなく、その中山間の地域全体の補助というような考え方で、まずこの集落活動センターを町の小さな拠点づくりの一つとして位置付けておりますので、今後ともそういった面でもサポートしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

ちょっと、より詳しいお話を聞きましたが。

来年度の予算書を見せてもらおうと、集落支援員ですかね、ちょっと名前が間違うちよったらあれですが。集落支援員が2名から4名ということで、2名増加になっとなるように取れたんですが。

その2名の部分が、または4名で、その活動センターへのかかわり方、予定、計画がありましたら教えてください。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問の方にお答え致します。

集落支援員ですけれども、今活動をされております状況を見ながら、センターの方に配置をしていきたいというふうに考えております。

その状況にもよりますけれども、まず佐賀北部でありますとか、蜷川でありますとかいった所で、配置をしていけたらというふうに思っております。

今、馬荷の方には、まだ協力隊のスキームの方で1名、あと1年ございますので、そちらはその後の収支、収入を見ながら、サポートの方を考えていきたいというふうに思っております。

先ほど言いましたように、この集落支援員ですけれども、まずは集落活動センターのみの活動ということで

はなく、その集落周辺、地域おこしに関しまして、行政の負担の方も少し一緒にできたらというふうにも考えておりますので、地域の支えになるようなサポートをお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

状況が先ほど言われましたように高齢化して、なかなかマンパワーも不足しがちになっておりますので、いろいろな課題が多く出てこようかと思いますが、これまで以上にといいますか支援員さんの数も増やして対応していただけるということです、これまで以上に気配りの方をよろしくお願い致します。

では、3 番目へいきます。町有地などの維持管理についてということで。

町内の集落内やその周辺には、小規模の町有地や工作物などがあり、それらがある集落などの管理となっている所もあります。

他方、少子高齢化に伴いマンパワー不足の懸念も年々増加している状況も踏まえまして、以下を問うとしております。

1 問ですが、カッコ 1 としております。

集落内の植え込みや周辺の山などののり面などは、放置すると景観や生活環境の悪化が予測されるため手入れは必要だが、町道の維持管理と同様に補助金の対象にできないか、としております。

私の住んでいる地区にも、こういった町道の脇にいろんな植え込みがあったり、また、周辺の山ののり面にも町有地があると思ってしまして、そういった所を地区内の人が、また、地区の行事として管理をしているとまではちょっと言えんかもしれませんが、手入れをさせていただいてますが。年々それに携わる方も、ここへ書いておりますように、高齢化をしてなかなか大変になってきたこともあります。

そういった状況で、お金があつたらということもあれなのですが、自分たちがやってる作業で、例えばですけどもお疲れさんみたいな感じで場集えるような、その資金にというふうなことがあれば、より採用者も張り合いが出るのかなという、ちょっと単純なところもあり。また広く考えていければ、そういった住民ができることは町の施設の中も管理をしていければ、町全体が環境が良くなるんじゃないかと思っの質問です。

答弁お願いします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは宮川議員の一般質問の、町有地などの維持管理につきましてお答えを致します。

議員がご質問されますように、各地域では高齢化が進み、地域の維持や管理について、区長様をはじめとする地域の皆さまには大変ご苦勞を掛けているものと思っております。

地域の維持や管理などにつきましては、毎年、町から各地域に交付をしております地域維持活性化交付金があり、この交付金には地域集落の維持活性化のための事業など、交付金の充当先が規定されております。このため、各地域におきましては小規模な町有地なども含んで、地域の維持や活性化のための経費としてこの交付金をご活用していただいているものと理解をしております。

しかしながら、地域のご負担が大きく、区長の皆さまからの要望があつた場合など、地域維持活性化交付金の増額を検討する必要があるものと考えます。

また、一部の町有地や施設では、町から地域や老人クラブ、団体の皆さまに委託などをさせていただき、管

理をお願いしているものもあります。このような事例もあることから、これまで地域が管理を行っている町有地や町有の施設等で、規模が大きなものや地域のご負担が大きいもの、また各種事業の施行に伴うものにつきましては所管する担当課で検討する必要がありますので、ご要望等がありましたら個別に協議をさせていただき、管理委託や補助金を検討しなければならないと考えております。

こうした地域への委託や補助、地域維持活性化交付金の増額などは、地域の取り組みへの支援やコミュニティの向上につながることでありますが、ご質問のとおり、地域が高齢化などにより維持管理が難しくなっている場合には町から事業者などへ直接委託を行うなど、検討しなければならないものと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

大まかなところは分かりました。個々、個別いいですか、それぞれによって対応が違うのではないかなというふうに受け取りました。

地域維持活性化交付金の中に、例えば地区内のやつが入っておるようでしたら、私のちょっと勘違いがありますが。

ちょっと離れた山ののり面なんかについては該当してないんじゃないかなというふうに思いましたので、その部分については個別に担当課へ聞けというふうに取りましたが。

それでいいかどうか、確認させてください。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

基本的には、町の施設は管理責任は町にあります。地域の皆さんが管理をしていただいているということで、議員がご質問されますと補助金とか委託について検討する必要があると思いますので、所管する担当課の方にご相談をいただきたいというのが趣旨でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

どうも。

質問に先立ちましてちょっと触れましたけども、決してお金が欲しいというだけのことを申し上げてるんじゃないくて、そういったことでより行政とも絡み合うといいますか、住民のその作業が無駄にならないとか、何かこういうことをやって自分が地域の環境保全に協力できたら、というふうな実感が持てるような感じの仕組みにしていってほしいという思いでの質問です。

若干時間が残っておりますが、皆さんの大体の方針にのっとって早めに終わります。

議長（小松孝年君）

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、15 時 15 分まで休憩致します。

休 憩 15 時 04 分

再 開 15時 15分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

お許しをいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。今回は状況を考えまして、できる限り簡潔に執り行いたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。

それでは、まず1番目の質問でございます。新型コロナウイルス感染拡大に伴う本町への影響についてでございますが。

全国的な感染拡大を受けまして、2月の26日にはスポーツ、文化イベント等の中止延期要請。また、27日には小中高特別支援学校の臨時休校の要請を受けまして、町におきましても新型コロナウイルス感染拡大に対して対策行動本部を設置し、時間のない中での情報収集や感染防止対策の検討、対応など、大変ご苦労されていると思います。

そこで、1番目の質問でございます。経済への影響も多大なものと想定されるが、町内での影響をどのように想定するか。また、町としての対応、対策はどうかの質問でございますが。この件につきましては午前中の濱村議員の質問に対する執行部の答弁で一定理解ができたところでありますが、1点だけお聞きをさせていただきたいと思います。

11日には国の緊急対策第2弾が出され、感染防止の対策、医療体制、小規模事業者、農林漁業者への支援など、事業活動の縮小や雇用への対応などが出されました。なお、さらなる対策も検討をされているようですが、この対策が雇用の救済措置等で漏れる方がないようにすること。また、効果が上がるものでなければ意味のないことでございますので、現場の声をよく聞いていただいて、状況によっては国、県への要望を町として挙げていただきたいというふうに思います。

この件に関しましても濱村議員の質問の中での答弁で町長からも答弁があったわけでございますけれども、もう一度、再度総括的に考え方をお願いをしたいと思います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、経済被害の把握ならびに対応策についてのご質問に答弁させていただきます。

まず、事業所等につきましては商工会と連携をしながら、現在商工会に加名していない業者も含めまして全事業所の状況把握に努めているところでございまして、全体整理ができるまでにはもう少し時間を要します。また、お勤めをいただいている方のうち、今回のコロナウイルスの影響による被害の把握につきましても、ハローワーク等との協議を詰め、ヒアリング等も含めて状況把握に努めてまいります。

そのほかにも、今後事態の長期化ということになりますと、全国的な外出自粛による外食産業への影響が相当でることになりますし、事実現在もそういう状況であります。その際の国内の食材需要あるいは調達機能の大幅な低下が予測され、そうなりますと本町の一次産業ならびに流通卸にまで影響が出るのが予測されます。

また、福祉部門におきましては、特に通所サービス事業所にて既に利用控えなどの影響が出るなど、町内あらゆる分野に現在影響が出ております。引き続き関係機関との連携の上、全体把握に努めてまいります。

また、対応策につきましては、現在進めております状況把握と並行致しまして、国と県に実情を訴えるところにも対策について強く要請を行います。

また、町としての経済対策につきましては、早急に個別の制度設計協議に入ります。また、超短期的には融資でこの急場をしのいでいただく。このための制度についての状況確認ということ金融機関とやらしていただきたいと思っておりますし、今回の次の短期的な経済被害に対する理解、こちらの方は町の個別の対応も含めて、経済対策の協議に入ることは答弁したところです。

その上で、重ねて、例えば昨日のニューヨークダウ、あるいは今日の日経平均等をご覧になってもお分かりいただけますように、世界的に軒並み下げという局面に入っています。これがもし、ある一定堅調でありました国際景気、これがリセッション、景気の後退局面に入ったということになりますと相当の長期化が予測され、これはまた違ったレベルでの対策が必要になります。そこらへんにつきましても、しっかりと国に訴えてまいります。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

現時点におきましては、いつ終息へ向かうのか見通しが立たない状況でございます。これから先も含め、イベント等の中止、観光客の減少が続くようでありましたら、町内の小売店や商工業者、農林事業者など、さまざまな分野において影響が多大となることが想定をされます。何とぞ、最大限の町としての対応を図っていただくようお願いを致しまして、次の質問へ移りたいと思います。

臨時休校に伴って、児童生徒、また保護者や家族の心配や負担は大変大きなものがあると思うところがございます。そこで、臨時休校に伴います未履修の教科内容の対応についてでございますけれども、この3月中に予定をされた教科内容等についてどのように対応をされていくのか。特に4月から中学校へ進学されます小学校6年生への対応、これは特段の配慮が必要ではないかと思っておりますけれども。

そのあたりについて考え方を、対応をお聞きさせていただきたいと思っております。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは休校に伴う未履修の問題につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

各学年における各教科の年間授業時数ならびに総授業時数は、学校教育法施行規則第51条において定められております。各校において教育課程を編成する際には、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態が起きることも考慮をし、定められた授業時数を上回るような教育課程の編成をしております。仮に、この不測の事態が起きて当該授業時数を下回った場合、そのことのみをもって学校教育法施行規則違反に反するものではないとされておりまして、今回の臨時休業に関しても同様の通知が文部科学省からなされているところでございます。

しかし、一方では学習指導要領の狙いが十分実現されないために、定められた各学年の単元の指導が欠けることはできないとされておりまして、授業時数を上回る上回らないに関係なく、未履修の単元を生じさせることはできません。従いまして、未履修の単元がある場合には時間割の時間数を増やす、新たな授業日を設けるなどして年度内に履修をさせるか、できない場合は、翌年度の学年で履修をさせなければなりません。

当町の場合、現時点で未履修単元がないと回答した学校は2校ございます。未履修があるという学校につきましても、学年によっては未履修がないとする学年もあります。いずれにしましても、学年間、学校間でこれ

らの情報を確実に引き継いでいただいて、来年度間違いなく履修できるよう、各校でその準備を整えているところでございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

当然、違反とかどうこういうものではなくて、児童生徒がその3月中に受けることのできた学習、ここのところが一つの大きなポイントでございます。

今、教育長からのお話もありましたように、不足の単元等につきましては次年度も含めての対応だというふうにお聞きをさせていただきました。中でも、小学校の中での進級であるならば、先生の異動もあるかもしれませんが対応が取れる、取りやすいということになろうかと思いますが、中学校へ進学する6年生、これも中学校の方での対応をされるものだと思いますけれども、こういう不測の事態の中での対応ですのでそれもやむを得ないものだろうと考えますけれども。また、中学校へ行けば小学校の中で対応できるものと、一つ進学をした中学校での対応とはまた状況も若干異なろうかなと思います。そのあたりはよく教育委員会としてですね中学校等への引き継ぎ、それから、よく言われる個の問題ですね。午前中にも濱村議員に対する答弁の中でありましたけれども、特別な支援を要する子どもたちへの対応ということも今回の未履修の中においては重要なことだろうと思いますので、十分この件につきましても教育委員会として文科省、県教育からいろいろの通知も対応策も出ておるとしますので、十分そのことについては図っていただきたい。特に中学生になる小学6年生に対するものに対しては十分な対応をお願いをしたいということで、この質問は終わりにさせていただきます。

次の質問でございますけれども、児童生徒の生活面へのフォローでございますけれども。このことにつきましても午前中の濱村議員からのご質問があって、休業中の過ごし方の配布であるとか、スクールガード等の見守り、先生の訪問ということが取られておるということでありますので、この質問については省略をさせていただきます。

なお、生徒の休暇というものは今からも続くわけですので、今の状況の中では特にのものは課題問題等が起きてないかもしれませんが、まだ先がございますので十分な配慮をしてフォローも補っていただきたいというふうに思いますので、この質問はお願いで取り下げさせていただきます。

次の質問でございます。放課後子ども教室の開所、保育所運営でのリスクについてでございますが。

放課後子ども教室の開所や保育所の運営につきましては、感染防止対策などからしましては全国的なお話でも含めてさまざまなご意見があるところでございますけれども、保護者、家族の軽減負担などから考えたら、私も一定やむを得ないものかなというふうに考えるところでございます。

ただ、保育士や放課後子ども教室運営団体に対してですね、人体制とか衛生面での対応はどうか。

少しでも負担軽減ができるように最大限の配慮をしなければならないと考えますけれども、これらについての対応はどのようになっておるのかお聞かせを願いたいと思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは放課後子ども教室、保育所運営等についてのリスクの問題について、ご質問についてお答えをさせていただきます。

これまでご説明してきましたように、放課後子ども教室は夏季休業時などと同様、8時から18時までの受け入れをしております。また、保育所についても通常の保育を実施をしております。

小中学校については感染リスク予防の観点から臨時休業と致しましたけれども、保育所については保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子どもが利用する施設であることや、春休みもないなど、学校とは異なるため感染の予防に最大限の留意をした上で開所をすることになりました。放課後子ども教室についても同様の理由によります。

これらの施設において感染のリスクがないとは言えませんので、現在示されている予防策を最大限に講じることで予防に努めさせていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2番（矢野依伸君）

当然、感染防止の対策、マスクであるとか消毒であるとかいうことに対して、十分対応をされていることだろうというふうに思います。そういう説明もいただいておりますので理解をしております。

ただ、先ほどと同様に今後まだ先も長いわけですので、その衛生管理、それから現場の声。保育士の声であるとか、あるいは放課後子ども教室の運営団体の意見を細かく聞きながらですね、今後でも対応をして感染がないように努めていただきたいというふうに思いますので、これも最大限の努力をして対応していただくように、これもお願いをさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染が一日も早い終息へ向かうことを願うところでございますけれども、現段階では先ほど申しましたようになかなか先行きが不透明なところがあります。テレビの報道なんかを見てみると、年を越すかもというような話も出ております。一日も早い終息を願うわけですが、まだまだ子どもたちの状況を考えれば春休みも含めて休業が続いていきますので、十分な対応を教育委員会で図っていただきますようお願いを致します。

そういうことにつきまして、1番の新型コロナウイルスの関係につきましては質問を終わらせていただきたいと思います。

次の、河川土砂のしゅんせつについての質問に移らせていただきます。

ご承知のとおり、河川環境が昔と変わりがちで、町内河川も土砂が堆積しヨシが生えるなど、非常に川の流が悪い状況でございます。また、近年の集中豪雨、ゲリラ豪雨など、短時間の雨量によって下流域への浸水被害などが懸念をされるところでございます。

今般国では、国土強靱化対策の一環として緊急しゅんせつ推進事業の創設を致しまして、令和2年度から5カ年計画で取り組むこととされております。町内におきましても県内管理河川が多くございますが、県の令和2年度の当初予算を見ますと、異常気象や豪雨に備えてダム貯水池や河床しゅんせつに国の緊急推進事業費を活用して、前年の4倍近い8億2,000万円の予算が計上されておるとお聞きをしております。

そこでご質問ですが、この県の予算の増額によりまして県内河川への予算措置、あるいは対応はどのになっているのか。

分かっている範囲で構いませんので、お答えをお願いをしたいと思います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それではカッコ1、河川土砂のしゅんせつに係る予算措置についてお答えを致します。

高知県では、令和２年度より国の緊急しゅんせつ推進事業費を活用しまして、県内の緊急的な河川等のしゅんせつ予算が計上をされています。

当事業につきましては、総務省にて令和元年台風第１９号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次ぐ中、被災後の復旧費用を考慮しても維持管理のための河川等のしゅんせつが重要との観点から、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川等のしゅんせつを実施できるよう、新たに緊急しゅんせつ推進事業費として創設をされたものでございます。

対象事業としましては、河川維持管理計画に緊急的に実施する必要がある個所として位置付けた河川、ダム、砂防、石段に係るしゅんせつが対象となっており、事業年度は令和２年度から６年度の５年間となっています。

高知県幡多土木事務所へ令和２年度の黒潮町内河川への予算措置の見込みについてお聞きをしたところ、予算配分は確定はしておりませんが、加持川など河床掘削が必要な河川については要望をしているとのことでございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

２番（矢野依伸君）

ご答弁ありがとうございました。

県の方におきましても４倍近い予算措置をされて、県内全般でありますので多くの県河川等も持たれており、県も４倍といえどもなかなか事業を行わせてくれるかどうか。８億でどうなのか。今後も事業継続が６年まで続くわけですが、その中で本町の県河川、管理河川においても、至る所でしゅんせつ。これはもう、状況的にはご承知の状況でございます。今回のこの予算措置等を含めてですね、積極的に町内の県管理河川においても県の方にしゅんせつは多少の掘削等をやっていただくようにしていただければと思います。

そこで、こんにちの河川の状況から致しまして、地区要望でも多くの河川しゅんせつであるか、河床の対策の要望が出されておるところでございます。特に２年度からスタートするわけですが、今後の令和３年度以降の内容について、県の方に積極的な要請もしていかなければならないと思うわけでございますけれども。

そのあたりの取り組みについて今後の方向といいますか、考え方、取り組み方がありましたら、ご答弁の方をお願いをしたいと思います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それではカッコ２の、次年度以降の予算確保に向けた取り組みについてお答えを致します。

次年度以降につきましても、各地区から要望があります河川堆積土砂のしゅんせつ個所について高知県幡多土木事務所に対し要望書を提出し、町議会議員の皆さまにも現場確認にご同行をいただき、予算確保に向け取り組んでまいります。

河川の堆積土砂の取り除きにつきましては、多額の費用が必要となりますが、堆積土砂により水の流れが阻害をされ、豪雨に伴い河川水位が上昇しますと流下能力が低下をし、水害により農地や道路および家屋等の浸水が懸念されることから、次年度以降も幡多土木事務所に堆積土砂の取り除きについて強く要望を行い、人命と財産を水害から守り、住民の皆さんの安全、安心を確保するように取り組んでまいります。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

ぜひとも取り組んでいただきたいんですけども。

何かこう回答的に弱いのかなっていうか、もう少し町としての、このかねてからの課題である事業についてですね、積極的な要望等も必要じゃなからうかと思うところです。

そのあたりにつきまして町長、取り組み、今度の考え方ですけども。この対策に対するですね、ちょっとお考え等がございましたらまたお願いをしたいんですが。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは再質問に答弁させていただきます。

河川しゅんせつ予算っていうのはですね、ご存じのとおり幡多土木管内での通常例年ベースで確保される額っていうのは非常に少額でございまして、今回ある一定の額が確保されるということで期待をするところです。

それから、河川しゅんせつの必要性につきましては、当該河川課だけではなくて危機管理部の方にも災害という観点から強く申し入れをしているところです。

それから併せて、強靱化最終年度を迎えます令和2年度、3年度以降の災害対策予算の確保につきましては、国の方にもしっかりと提言をしていかなければならないタイミングに来ておりまして、また早急に取りまとめまして、強く要請をまいります。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

各地域からの強い要望もいっぱいございますので、今後、国、県等に対して強く要望をして、対応を図っていただくようお願いを致します。

この質問につきましてはこれで終わりにさせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

マイバッグの運動の推進でございます。プラスチックごみの流出による海洋汚染や地球温暖化といった、地球規模の課題となっているプラスチックごみでございます。

このことにつきましては、国では容器包装リサイクル法の一斉改正によりまして、今年7月から原則全ての店舗でプラスチック製のレジ袋が有料化されます。環境問題、地球温暖化の一環としての過去から取り組みをされている自治体や大手の量販店などもありますけれども、この7月から有料化ということに伴いまして、積極的にマイバッグ、エコバッグの持参の推進をしていったらどうかというふうに考えるところでございます。

そこで質問でございますけれども、今までも何度か質問があったことだろうと想定をするわけでございますけれども、町のこれまでのマイバッグの推進の取り組み状況としてはどういうふうに対応されてきたか、お聞きを致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは、黒潮町におけるマイバッグ運動の取り組みについてお答えします。

プラスチックは私たちの生活に利便性と恩恵をもたらしてきましたが、一方では、資源廃棄物の制約や海洋ごみの問題、地球温暖化といった、生活環境や国民生活を脅かす地球規模の課題が深刻さを増していき、これらに対応しながらプラスチック資源をより有効に活用する必要があります。

そうした中で、国はプラスチック資源循環戦略を制定し、その重点戦略の一つとしてレジ袋有料化、義務化を通じて、消費者のライフサイクルの変革を促すこととしました。

昨年12月27日付で、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める政令の一部が改正されました。内容は、本年7月から一部の規格以外のプラスチック製の買い物袋を有償で提供することで、消費者によるプラスチック製の買い物袋の排出抑制を相当程度促進させるとしています。

黒潮町においては、数年前から町職員間で呼び掛けをしながらマイバッグ運動を行っていますが、住民の方々に広げていく取り組みまでには至っていませんが、四万十市と市内の量販店とが四万十市レジ袋削減推進会議でプラスチック製買い物袋の抑制が取り組まれていまして、黒潮町内の方々にも日用品の買い物時のマイバッグ運動は浸透しているものと認識はしています。

今後、町広報紙や町ケーブルテレビを活用しながら、住民の方々に広報していきたいと考えています。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

数年前から職員間での取り組みというふうにお聞きをしました。今後については、計画的には広報等で打って推進を図っていききたいというご答弁をいただいたんですけれども。

もう一つ、周知広報も重要なことだと思いますけれども、具体的に商業団体であるとか、あるいは各地の団体等々一体となった、このマイバッグ持参の推進を図っていったらどうかなというふうに思うわけです。今が一番、これらに取り組んでいくいい時期であろうかというふうに思います。

そういう団体等々のもう一歩踏み込んだ取り組みはできないかと思うところですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは、町内の関連団体等への連携による具体的な取り組みが図れないかについてお答えをします。

町内の商店では、佐賀地区のみやたエイト佐賀店でマイバッグ運動が取り組まれていると聞いています。改正後の政令では、消費者のプラスチック製の買い物袋の排出抑制を相当程度促進すると明記されていますので、7月からの有料化について住民の方々や町内の小売業者等へ過度のコスト負担にならないよう啓発を含め、高知県地球温暖化防止県民会議での情報収集も行いながら、町内の関係部署や黒潮町商工会とも連携し対応していきたいと考えています。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

私もマイバッグを持って買い物に行ったこともあります。中にはどいたちマイバッグを忘れてレジ袋を購入することもあるんですけども、この機会をとらまえてそういう環境問題であるとかいうところにも、黒潮町としても積極的に取り組んでいくことが必要じゃないかな。

ソフト的な面でございますので地味な活動ではございますけれども、一步考えてみれば大変大切なことでもあろうかと思います。ぜひとも今日からというわけにはまいらんわけでして、今後、そういうところの団体等ともまた協議もしながら取り組みをも進めていただけたらなというふうに思います。私も今回質問をさせていただきましたので、なおもう一回引き締めて、マイバッグ持参に努めてまいりたいというふうに考えております。何とぞ、積極的な取り組みをお願いをしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、矢野依伸君の一般質問を終わります。

次の質問者、中島一郎君。

13 番（中島一郎君）

今回の一般質問につきましては3点について質問を致しますので、執行部の皆さん、忌憚（きたん）のない答弁のほど、よろしくお願いを致します。

まず初めに、地域の活性化について質問を致します。

一般国道56号大方改良、大方バイパスは、市街地部の道路幅が狭く、歩道がないため身の危険に晒されていたことから、この解消と南海トラフ地震発生後の避難の支援などのために整備をされてきました。平成11年度から工事に着手して、昨年の3月24日に開通致しましたので、もうすぐ1年を迎えることになります。

本町では、大方バイパスの開通と黒潮町庁舎の高台移転を見通して、地域資源を生かし持続可能な地域経済を実現するために、町内外から集客力を高め、入野地域周辺の地域振興を目指すことから、平成25年度には入野駅前多目的広場の計画がされていました。当時の決算書や業務報告書等によると、黒潮町市街地まちづくり計画を実行するために、基本計画や実施設計の委託業務費として1,773万6,300円が県外のコンサル会社に支払いもされています。

この事業は社会資本整備総合補助金などを活用し、大方バイパスの開通に合わせて平成31年度には完成する予定でありましたが、残念ながらいつの間にか事業計画は中止となっています。この時点では、少なからず人口が集中している入野駅周辺の中心商店街の活性化を図る計画ではなかったかと思われます。しかしながら、地域の現状を見てみると、地域外の私たちにとっては大方バイパスが開通したことで入野地区周辺を通過するには時間の短縮にもつながり、スムーズな運転ができることにもなりました。

その反面、周辺地域の方にとっては、日常生活の上から地域が北と南に分断されたことにより、バイパスを横断するには歩行者にとっては危険性が伴う状況にもなっています。

そして、旧国道56号沿線の商店についても、一つの通過点となってしまったことや、開通後に町内経営者の量販店が閉店したことで集客力が弱まり、買い物客数や売上高も相当な減少傾向にあると聞いています。

また、この商店街が冷めていくことに、特に車に乗れない高齢者の方々をはじめとして、周辺に住まわれている方は生活環境の変化に不安と戸惑いも感じています。

当初はこのような事態を招かないために、中心地である入野駅前周辺や商店街の集客力を図り、地域発展を目指すために計画をされていたと思われますが、行政はこの現状をどのように受け止めているのか。

まず、初めにお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、通告に基づきましてカッコ1についての質問にお答えします。

平成31年3月の大方バイパス開通後、旧国道56号線の事業者で、残念ながら廃業した事業者は3業者ございます。その中には、ご存じのとおり、当町の商業を長年支えてきたサンシャイン大方店が含まれております。その後、こんにちまで旧国道56号線に新規出店を果たした事業者はございません。

今後の計画としましては、本年4月16日に宿毛市に本社を構える株式会社が、旧サンシャイン跡地に業務スーパーを出店する予定と聞いております。また、続く10月には、愛媛県に本社を構える株式会社のドラッグストアが社協の向いの上に新規出店すると聞いております。

ご存じのとおり、両店とも、生鮮食品をはじめとする医薬品および生活雑貨を扱う事業者であり、町外への流出に対して一定の効力を持った事業者が出店していただけたらと思っております。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

今の答弁ではですね、私の方も、業務スーパーと、もう一つの企業が出店する。こちらへ進入するというのは情報的に入っておりますけれども、私が心配しているのは、今既存されている、町内の商店の方々のことでございますので、若干そのことに重きを置いて答弁のほどを、これからはお願いしたいと思います。

それでは、マル1の方に移りますが。

このような事態を招くことになることはですね、予想しておかなければならなかったと思います。旧国道56号の早咲から芝地区にかけては、町内のメインとなる商店が多くあります。先ほども申し上げたとおり、現状を聞くとこの1年間で相当な売上減少となっております。

日々の生活や社会変化を踏まえて、少しでも集客力を高めるために何らかの手段を打たなければなりません。地域の商店街の発展と、維持をしていくための施策はとれないか。このことをひとつ質問しますので、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、利用計画についての質問にお答えします。

現在、地域商店などの発展維持の施策について、現在町の方で2つの取り組みをしております。

まず、発展策としましては、平成24年4月より黒潮町産業振興推進費補助金として、商品開発や販路拡大に係る費用を支援しております。この黒潮町産業振興推進費補助金では、全国商工会連合会で実施している小規模事業者持続化補助金の受け皿としての側面も持っており、商工会事業で不採択となった事業に対しての救済措置、救済施策となっております。

また、平成29年4月より黒潮町中小企業者等経営支援事業として、高知県産業振興計画に沿った制度融資に対して保証料の補給を利子の補給を行っております。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

はい、分かりました。

この今課長の方から言われましたのは、持続補助金等についてはですね、既設の部分でございますので。若干私の方はですね、今の状況を見て、そこの地域に沿うた形ということができないかという捉え方をしておりますが、なかなかそのことはまた難しいことでございますので、今後の課題として検討をお願いしたいと思います。

それでは、マル2の方に移らせていただきます。

先ほども申し上げたとおり、自動車などの移動手段がない高齢者が多い地域では、地元商店が衰退してなくなることは、多くの生活習慣の変化を生むことになります。高齢者の方によるとですね、病院と商店ができるだけ近くにあることが一番の望みと言われている方もおられます。今後、経営者の高齢化、そして後継者不足による廃業や事業縮小など、衰退傾向にある中で、少しでも事業継続等ができる方策も検討しなければなりません。

このような中でも、町外から移住してこられ、店舗を構え、飲食業などをはじめとしてそれぞれの分野で頑張ってくれている方も見受けられます。

このことを加速させるために、これは近隣の四万十町、四万十市など、県下10自治体で取り組んでいます高知県空き家対策事業、これチャレンジショップへの取り組みですが、商店街等の空き家店舗への出店を支援し、商業の活性化、商業機能の維持発展に取り組む考えはありませんか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、空き家対策事業およびチャレンジショップについてのお答えを致します。

空き家対策事業につきましては、商工会事業としてこれまで1件の実績がございます。今後も、対象エリア内で出店要望があった場合には、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

チャレンジショップ事業につきましては、令和元年度をもって現在の事業が終了の予定となっております。しかし、令和2年度に向けて、チャレンジショップ事業を引き継ぐ新たな事業が実施されると聞いておりますので、今後は新事業の動向を注視しながら、受け皿となる枠組みの構築に向けて注力していきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

ぜひですね、この商店街の衰退を防ぐためにもですね、このような形で一つでも新しいお店ができるということを期待しておきたいと思います。なかなか今の状況を聞くと相当厳しい状況にありますので、ほんにと少しでも昔の賑わいが取り戻せるような施策のほどをお願いしておきます。

それでは、マル3、プレミアム商品券について質問を致します。

町と商工会が共同で実施しているプレミアム商品券の発行については、今回は売れ行きが芳しくなく、期間が延長されました。その一つの原因は、先ほども申し上げたとおり、地元経営者の量販店の閉店と周辺での客数が減ったことが原因にもなっていると思われます。

このあたりの消費者の動きを把握し、関係団体と連携の上、これらの町内での購買力を高めるためにプレミアム商品券の分析を行い、今まで以上の効果実績を生むことを見出せなければならない状況にあると思います。このことについての対応をお願い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、マル3のプレミアム商品券の分析に関する質問にお答えします。

質問のありました黒潮町プレミアム付き商品券事業につきましては、令和元年9月23日より販売を開始、本年2月28日にて販売を終了しております。なお、この商品券の使用期限は今月の3月31日までとなっております。で、店舗からの換金は4月10日までを期限としております。販売業務につきましては、本庁ならびに佐賀支所にて、対象者に役場直営で販売を行い、取扱い店舗の募集と換金業務は商品券実行委員会での取り扱い業務を行ってございました。

販売結果につきましては、非課税世帯ならびに子育て世帯分の実施制度二本立てで行いました。合算で対象人数3,573名に対して、購入数は932名であり、その購入率は26.1パーセントになっております。

事業費は、プレミアム分を加算し2,288万円となっております。この事業効果の分析につきましては、商品券使用店舗数などを含め、換金終了後の実行委員会の実績報告を待ちたいとは思っておりますが、当初想定した購入人数および販売金額より、およそ半分程度にとどまっております。

理由と致しましては、高知県内でも、県内での購入も約4割程度であり、購入経費の工面や申請書類が必要であるということもあり、購入枚数自体が伸び悩んだことだと考えています。

現時点では、消費税増税時における個人消費の下支えや、町内店舗の消費活動拡大には一定の効果があつたと思いますが、また、コロナウイルス関係で消費が落ち込んでいる状況下、まだまだ換金されてない方もおりますので、今後も周知をしていきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

ありがとうございました。

それでは、続きまして2の林業振興について質問を致します。

カッコ1の森林環境譲与税について質問を致します。

この税は自治体が森林整備や木材利用の促進などに活用することで、山林の経営管理を守っていくことになっています。今年度から、本町でも佐賀地域の市野瀬地区を中心として、山林の適性な管理、そして所有者からの意向と所存把握や境界決定の作業が実施されていると思われます。

当初の自治体への森林環境税の配分の比重となるものは、1つに私有の人工林面積、2に林業事業者数、3つに人口の割合で決定をされていまして。

その結果、黒潮の配分額は、2019年から2021年度までが1,058万円、2022年から2024年度まで1,587万円、2025年から2028年度までが2,249万円、2029年度から2032年度までが2,910万円、2033年度以降が3,572万円の予算配分となっていました。が、国、総務省は、昨年の10月の段階で、森林の手入れができていないことが一因で、台風の襲来や集中豪雨により全国各地で土砂災害が相次いでいることから、当初の配分額の2倍程度に増額されるそうです。

これによる当町の予定される配分額はどれぐらいになるのか、お聞きを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、カッコ1の森林環境譲与税の配分額についての質問にお答え致します。

森林環境譲与税は、森林整備を担うべき人材の育成、そして森林の有する多面的機能に関する普及啓発、木材の利用促進、その他森林整備に関する施策を推進する財源として、平成31年度から交付が始まっております。

議員から報告がありましたように、今年の災害激甚化多発を踏まえて、森林整備をより一層促進するため、この森林譲与税を当初予定より前倒しし増額することが、昨年の12月20日に閣議決定がされております。

当町の配分額としましては、令和元年度が1,058万5,000円、令和2年から令和3年度は2,249万3,000円、令和4年から令和5年度は2,910万8,000円、そして令和6年度から3,572万4,000円が予定され、より事業の促進が求められているところでございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

私の方が、今の配分について西暦で言いましたら、課長の方は令和の方でいきましたので、若干分かりにくかったんですけども。

これは、当初の計画全体から大体2倍程度に増額されている。そういうことでよろしいですか。

ちょっと確認をさせていただきます。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

再質問にお答えします。

当初、約大体3年から4年置きということでした配分額が示されておりましたが、答弁したように、昨年の12月20日に閣議決定されて、この前倒しで配分するということが決定されて、今言いました額が配分される予定となっております。

非常に多くのお金が配分される。まあ倍ぐらいのお金が当町の方に流れてくるような感じで受け取っております。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

ありがとうございました。

そういうふう想像以上のお金が配分されるということでございますので、マル1のこの利用計画について、質問を致します。

この交付金の増加に伴いまして、町の当初計画から変化が生じることになると思いますが、どのような利用計画が考えられるか。

また、この令和2年当初予算の中に、この事業内容等を組み入れたものはないかどうか。

その点についてお聞き致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、マル1についての質問にお答えします。

利用計画につきましては、元年度、先ほども答弁しましたように始まった制度でありますので、どれぐらいの作業量とか、それから労力を要すのかというので、慎重にやっていました。そうすると、今年の実績で測量面積 75 ヘクタールにおいても、測量だけでも 2 カ月かかって、そして、その準備期間でも 3 カ月かかって、現在内容として、その成果は上げているところです。非常に、予測よりも非常にそういう境界をまずは定めて、そして森林所有者を見つけて、そして、それから同意を取ってやるという、いわゆる手順を踏んだ取り組みをしておりますが、時間と労力がかかって、町内をくまなくやると非常に多くの時間がかかるのは、課題が見えておりました。

そういうことからすると、それだけでは森林整備が追いつきませんので、そこをどう促進していくかということで、先の答弁でもありますように、地籍調査をやったエリアにおいても一定の加速する森林整備が求められてるところでございます。

活用につきましては、現在林地台帳システム、今年の当初予算にも掲げておりますが、それをいわゆる林齢であったりとか樹種であったりとか、それから航空レーダーといいまして、いわゆる飛行機で撮ったレーダーを地図化したもの。そこに崩壊の跡がないとかいうことを図面化したシステムを入れて、そこで賦存量を把握して山の状態を見て、じゃあ、ここでしたら山を適性に整備していくね、あるいはここに道をつけたらいいねと。そんなシステムを導入して、林業経営を県とつなぐシステムをつくりたいというふうに考えております。

用途につきましては、一番の目的は未整備森林の促進を図るということですから、10 年間手入れしていなかった森林を適正に整備する。これに尽きることだと思いますが、そこには非常にハードルが高くて、相続人の同意を取っていたりとか、全ての関係者から同意取って権利を設定するとかいう手順もありますので、そういうもんも含めて、入野松原の再生であるとか効果がすぐに発揮できるようなものを、まだ具体的な計画はできておりませんが、試行錯誤の中で実施していきたいと考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

私たちが質問するには、結構こう簡単に質問を致しますけれども、この作業というのは、ほんとに管理の部分と作業の部分がありますので、なかなか混乱性を導いているのは理解できます。

そういう中でも、今課長の方からありましたように時間と労力を要するものがございますので、マル 2 の方に移らせていただきますが、森林専門職員の配置について質問を致します。

これからは少なからず行政の、今も言いましたように積極姿勢が見えなければ進展は望めません。県からの支援チームの助言や指導を受けながら推進することは一つの方法ですが、このあたりで林業専門職員を配置して、この森林環境譲与税により攻める行政をしていかなければ、何年か先にですね、積極的に取り組むこの自治体と、積極という言葉がいいか悪いかは別としまして、取り組む自治体と、ちょっと弱い、取り組むことが弱い自治体とでは、相当な評価が分かれてくると思います。これは出発点が同じ状況でありますので。

ぜひですね、林業の専門職員を配置して、このへんの解消を図るべきではないかと思うところですが。

この点についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それではマル 2 の、森林専門職員の配置の考えはないかについてお答えします。

まず、森林はですね、森林を問う環境は大きく変化しておりまして、何回も申し上げますが、素材生産のみ

ならず、多様な多面的機能を有しております。

残念ながら、その林業というのは100年サイクルで動いておりまして、それを効果検証するのに長いスパンがかかってきます。で、即効性を求めるという観点からするとなかなか林業効果が見えにくいところがありますが、現在、森林環境譲与税も創設されて、より森林経営に長けて、そして熟知した専門職員の育成は、これ喫緊の課題で、幡多郡内の市町村の職員も兼務とか、非常にそこらへんの市町村の脆弱性を問われております。

現在のところ、本町の林業担当者は兼務で1名、現在鳥獣の方で臨時職員1名で、その担当業務をしておりますが、新たな森林管理システムの対応、そして、それを管理するいわゆるその経営台帳であるとか、何年にどういう山をやって、そのとき、分収造林のような経営計画、あるいは被害が発生している入野松原の施業管理、それから、被害が増大する鳥獣対策等々、非常に林業を巡る課題は山積しております。絶対的なマンパワー不足を感じております。

こうしたことから、次年度は複数体制で職員を配置し、業務執行を図っていきたいと考えております。

そして今後は、臨時職員というのは3年とか5年で代わっていきまして、なかなかその基礎的な専門知識を有する職員がいないのが事実でありますので、基礎的な研修とか現場技術研修に参加しながら、専門的な知識を深めてレベルアップを図っていくことが必要と考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

ぜひですね、なかなか1名専門的に置くというのは困難かも知れませんが、他の市町村でも置いちゃうところがあるがですね、配置しゆうとこが。やっぱりそのへんも考えて、今年は複数体制で臨むということで、その成果を見つめていきたいと思います。

それでは、マル3の林業事業者の育成について質問致します。

この森林環境譲与税は、皆さんご存じのように国民一人一人が年間1,000円を負担し、国民全体で森林を支える仕組みづくりであるならば、市町村の取り組む姿勢、役割が重要となってきます。この事業が中期的な判断に立った計画を作成し、実行性と効果を高めることで、町民の評価と満足度を得られることにもなります。本町では林業振興に関する事業は森林組合が主体となって、委託業務事業で大半が運営されていますが、これからは、ある程度の民間活力や林業事業者の育成等を導入していくことで、将来性のある働く場の確保や林業の活性化につなげていかなければなりません。また、森林組合だけでは対応することが困難な時代が来るかもしれません。

これらの林業振興を推進していく中で、民間活力や林業事業者の育成が重要視されますが、町の方向性をお聞き致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、マル3の林業事業者の育成に関する質問にお答えします。

本町には、現在、法人の林業事業体としましては幡東森林組合のみの1団体であり、そのほか、小規模自伐林家が1名、里山整備を担う任意組織の2団体がございます。

法人組織のうち、幡東森林組合の令和元年度末の職員は33名で、うち、26名が技術職員となっております。この技術職員は各現場において班単位で作業を行い、実践の中で技術の習得を図っております。

新規に入った職員は、いずれの班に属し、緑の雇用事業の研修者として一人前になるまで3年間の期間、さまざまな研修や講習を通じ、林業作業士として育っていくことになっております。

町としては、この緑の雇用事業に補助する形で支援を行っているところで、現在、人材の育成に絞った施策はないのが現状であります。

林産事業の拡大、未整備森林の増加とともに、担い手対策、林業事業体の育成は喫緊の課題だと考えており、新たな事業体に参加できる人材育成対策を検討したいと考えております。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

ありがとうございました。

それではマル4に移ります。林業経営体制についてです。

昨年の4月に施行されました森林経営管理法では、適正な管理を行うことができた森林所有者については市町村が集約化し、林業経営に適した森林と判断した森林整備を林業経営者に委託することができることになりました。

この新法に基づき、県へ、森林経営事業体として町内に登録対象となった林業経営者はいるかどうか、ということです。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、マル4の森林経営管理法に基づく林業経営体に関する質問にお答えします。

森林経営管理法第36条に規定しております、意欲と能力のある林業事業体の公募を昨年度、高知県が行っております。

現在のところ、町内1、町外5の事業体から申し込みがあり、育成経営体として登録がされております。登録に際しては一定の条件があり、その事業体の経営実績、経理状況、組織体制等を勘案し決定することとしており、毎年公募する運びとなっております。

登録の有効期限は3年から5年であり、今後事業が促進され、森林所有者から市町村に管理を任され、経営管理実施権配分を定める場合には、これら登録のあった林業事業体から公正な方法で選定することとなります。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

すみません、ちょっと聞き漏れたがですけど。

登録対象者はいるという考えですね。はい、ありがとうございました。

最後になりますけど、これは本町は山林面積が83パーセントを占めていますが、宮川議員の方からもありましたように、昨年、私たちは11月に議員県外研修で鳥取県の智頭町へ出向き、自伐林型の事業の推進について研修をしてきました。県内でもこれ同じように、佐川町でも独自の取り組みがされています。

一つの参考としてですが、佐川町と黒潮と比較してみると、佐川町の人口は1万2,700人、黒潮町は1万1,000人。総面積は、佐川町が100.80平方キロメートル、黒潮が188.58平方キロメートル。林野面積は、佐川町が7,388ヘクタール、そして黒潮が1万4,808ヘクタールですかね、となつとります。これ、林野面積は

黒潮の約2分の1ですよね。この中で、佐川町のまねをせよってということではないですけど、やはり佐川町の方は、後の質問にもありますけど、この地域おこし協力隊などの協力を得ましてですね、自伐林業型の林業の推進や町産木材などを使ったものづくりなど、地域資源を生かした仕事づくりの活動がされています。ぜひ、このように本町でも、本町の特性を見出した林業振興施策に今後取り組んでいただき、そういうことを期待致しまして、次の質問に移らせていただきます。

3の人材の確保、育成について。

カッコ1の、地域おこし協力隊について質問を致します。

地方では人口減少や高齢化等の進行が著しいことから、地域力の維持、強化を図るために、担い手となる人材確保が重要課題となっています。地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行いながら、その定住、定着に向けて、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持、強化を図るために、地域おこし協力隊の推進による有効な方策が採られてきました。

総務省の状況調査によりますと、この制度が始まった平成21年度から平成30年度までに活動した元協力隊員は全国で4,848人となっており、そのうちの3,045人、52.8パーセントの方が、任期終了後も赴任先周辺に住居を構え地域協力活動に専念し、一定の成果を上げています。

本町でも平成26年度から募集してきたところでありますが、任期はおおむね1年から3年までの期間となっていますが、任期終了後も経験を生かして地域に残り、頑張ってくれてる元協力隊の方は何人程度いるのか、お聞きを致します。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは中島議員の、地域おこし協力隊につきましてお答えを致します。

地域おこし協力隊制度は、地方における人口減少や高齢化などの課題に対応する一つの手段として、生活の質を重視し、地域で生活することや地域社会で貢献したいと考える都市住民を誘致し、地域の維持、活性化に関する業務に従事していただきながら、定住、定着を図る取り組みで、平成21年度から始まっております。

黒潮町におきましては、平成26年度に、集落活動センターかきせの立ち上げのためのその活動を支援する人材として地域おこし協力隊を配置したことがきっかけとなり、その後は他の部署においても、当制度を活用した協力隊の配置が進み、移住相談員やふるさと納税支援員、ふるさとキャリア教育支援員などに、途中採用、途中退任も含め、これまでの4年間の間に13名の方に従事していただきました。

今年度は5名の方に、地域の維持活性化に寄与する活動に従事していただいているところでございます。

また、任期終了後の状況につきましては、この間、13名のうち5名の方が引き続き当町にお住まいになっており、地域の維持活性化につながっているものと認識しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

13名のうち5名の方が地域に残って活躍してくれているという報告がありまして、大変うれしく思うところでございます。

これ、マル1の方に移りますけれども、ちょっと後先になりますけれども、黒潮が募集し、都市部の若者が地方へ移住して活性化に取り組んでもらっているわけですが、都市と地方では、着任前とのイメージとのギャッ

ブは当然出てくると思われます。これには、採用段階での丁寧な説明と、採用後の活動を支える支援や相談体制の充実を図り、お互いの理解を深め、黒潮の取り組む姿勢が問われますが。

この対応についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは、再質問にお答え致します。

採用段階での説明と採用後の活動を支える相談体制につきましては、まず、採用段階の説明につきましては、募集要項におきまして、地域おこし協力隊として募集することの目的や、その業務内容について明記をしており、応募用紙につきましても、その募集要項の内容を確認した上で応募することを確認する欄を設け、その内容をしっかり見ているのかということで、チェックをするようになっております。

また、その間、お電話などでより詳細な業務内容の問い合わせがあった場合は、担当課へつなぎ、詳細の説明をしております。そして、第2次選考試験の際には、希望している職種の担当者から業務の内容の説明を行っております。着任時点におきましても、再度、業務内容の説明や行政職員としての訓示等を実施しております。

以上のように、できるだけお互いの認識に食い違いのないよう心掛けております。

そのほかにも、着任後となりますけれども、高知県の実施する地域おこし協力隊の研修などへ随時案内をしており、疑問や不明点を解決する場合や、地域協力隊としての活動を理解する機会を設けております。

次に、採用後の活動を支える相談体制につきましては、各業務を担当する町職員と日常的に連絡可能な体制にあるほか、月に一度、地域おこし協力隊が一同に会して、情報交換や悩みなどを相談できる定例会を設定しており、一人で悩むことにならないような体制を整えております。

また、半年に一度、年に2回となりますが面談の場を設けておりまして、仕事の進捗（しんちょく）状況や課題などを聞き取るとともに、疑問や悩み、そして任期終了後の考え方など、多面的に相談できる体制を整えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

しっかりした対応をされているということですので。

最後になりますが、第一次産業への定着支援についてお聞きを致します。

地域おこし協力隊としての3年間の任務の期間にですね、一次産業、これは、農業や林業、水産業の業務に携わり、技術を身に付けて、任期終了後も働き続けられる仕組みづくりもできないかと思うところですが、そういうことを定住へつなげていく対策は考えられないでしょうか。

その点についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは再質問にお答え致します。

一次産業等への定着の支援についてなんですけれども、今現在、農業や漁業、林業への就業につきましては、

地域おこし協力隊に限った支援は設けておりませんが、町で実施しております就業支援等は、その対象になれば就業支援等が受けられますので、そういったことをご紹介するといったこと。それから、そういったことに関しまして窓口を紹介し、どういう方法があるのかということ積極的に相談するということを取らせていただいております。

そういったことにつきましても、先ほどの面談等によって希望を聞きながらですね、そういった可能性にお話をさしていただいている現状でございます。

また、町と致しましても、ぜひ定着してほしいということがございますので、こちらからも積極的にいろんな職業も紹介していきたいというふうに思っておりますので、今後はそういったマッチングができるようなことも、仕組みづくりとして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

町内の方の就業がどんどん減少していく中で、ここにこう求めるということもちょっと問題性的におかしいかもしれませんが、この地域おこし協力隊を受け入れる目的をしっかりと決めてやっている自治体もあるわけですね。農業とか水産業とか。これなかなか難しいことか分かりませんが、そういう部分をぜひ入れてやっていただきたい。

先ほども言いましたように、佐川町なんかは令和2年度の当初予算で、地域おこし協力隊が24人、ここは人件費、活動費で1億1,600万円が計上されているようですね。やはりそこらあたりもですね、やっぱり私どもの町でもそういう方向性を見出していけば、少しでも産業振興が図れるのではないかと思いますので、今後のことについて期待をしておきます。

それではカッコ2、外国労働者技能実習生制度について質問を致します。

2019年10月末までの高知県内の外国人労働者は3,141人、前年と比較して21.2パーセントの増加となっています。そのうち技能実習生が1,972人で、前年比28.6パーセント増で6割を占めています。

本町でも、カツオ一本釣り漁法を主体として15船主で約140人、縫製業で3業者、水産加工業で1業者、建設業で1業者の受け入れがされていると思われます。

送り出し機関の国は、インドネシア、ミャンマー、中国、カンボジア、ベトナム、モンゴルなどから、それぞれの技能技術の習得のために研修に励んでおられます。今年の1月3日の成人式では、参加者は95名で、そのうち大方地区からは52名、佐賀地区から23名。そして、インドネシア、ベトナム等からの外国人技能実習生20名も参加し、新成人として祝うことができました。

本町の一次産業を推進し維持していく上から、外国人労働者の確保は重要性を高めており、今ではなくてはならない存在となっております。

これからも、農業をはじめとして介護人材の確保など、各経営体での必要性が増してくることが予測されます。町内でも定置網漁業からも要望があります。この実態を踏まえて、行政の対応は従来のように各担当部局で取り組むのではなく、業務執行の上では、総合的に主体性を持った取り組みが必要となってきました。また、このことを受け入れ先の事業主の皆さんも望んでいます。

令和2年度に向けて当町の重要施策の一つとして位置付け、業務執行を期待するところであるが、今後の取り組みをお聞き致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西文明君）

それでは、カッコ2の外国人労働者、技能実習制度についての質問にお答えします。

外国人研修生ならびに実習生制度につきましては、平成4年ごろから漁業実習制度をスタートして、現在、縫製関係、建設関係、食品加工関係等に拡大しているところでございます。

内訳と致しましては、令和元年11月25日現在ではございますが、実習生人数は137名であり、大方地区は36名、佐賀地区は101名となっております。国籍は6カ国となっております。

この技能実習制度は、日本における技能または技術を開発途上国等への移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成に協力しているところでございます。

いわゆる、町内事業者における労働力としましては、特定技能1号および2号の在留資格者が該当しますが、現時点において、町内にはその該当資格者はいません。

将来的には、資格該当者が出てくる状況は十分に想定され、その制度趣旨についても理解を深めていく所存でございます。

町としましては、令和2年度当初に黒潮町外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金を計上し、実習生の住環境の整備および設備改修に補助金を交付し、受け入れ企業等へ支援する予定でございます。

今後につきましても、制度内容等も時代において大きく変わっていくことも考えられ、制度内容を注視し、関係課連携の下、その対応をしていきます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

今課長からありましたように、今回の当初予算で、外国人技能実習生住環境等整備事業費補助金500万が計上されております。これはやはり、全国的に見ても黒潮だけではないかと思うところですが。このことに対してほんとに行政の取り組み姿勢、ほんとに真摯に受け止め、感謝を申し上げたいと思います。

このように、やはり住環境の在り方というものが今後いろいろと考えられてきますので、ぜひこのことを一つの出発点として、また新たな、そして事業主の方が、使い勝手といいますか、補助金の申請のしやすいような、こう幅広いものの考え方を構築していただければ、もっともっとそのことに対する興味がわくと思いますので、その点の、今ありましたように制度内容についてもですね、今後検討していただいて、できるだけ事業主さんの方に沿うようなものの考え方を持っていただきたいと思いますので、その点をお願いしておきます。

そして、今も言いましたように、技能実習生の受け入れ先は企業や事業主であることから、運営管理の責任はもちろんであります。日常生活面での住居の確保などにはもう少し行政がかかわりを持ち、移住定住促進事業と同じような位置付けをしていくべきではないか。住環境の整備に取り組むことで、労働者の確保や人口減少への問題につながり、事業の発展性を生む効果が見えると思われるということを質問する予定でありましたけれども、こういう新たな補助要項を迅速に作っていただいたということでございますので、このことについては省きます。

これからこの実習生制度を見ていきますと、賃金の高い、そして、対偶に恵まれている都市部に人材が集中する傾向が問題視されています。地域に定着してもらうには、職場内の問題としてではなく、地域全体で物事の判断を行い、運営していくことが重要視されてきます。カツオ一本釣り漁業の実習生の場合も、3年から5年へ延長されたことで、長らく本町に滞在できることに期待をしている実習生もおられます。

彼らが、実習期間が終了して帰国する際に、町民の皆さんをはじめ、船主、乗組員、そして関係者の方々に

大変お世話になり、感謝とお礼の気持ちを持ち、受け入れ先である黒潮町は大変素晴らしい町であった、という印象を持ってもらわなければなりません。

これからは、技能実習生の希望で職場を選ぶことができることになりますので、日常生活の上や職場の労働環境が問われる時代になってきました。本町は、今課長が言いましたように、平成5年度からこの海外の技能研修生の受け入れ事業をやっておりますので、この事業の取り組んできた経験を生かし、これから先も先進的な行政の在り方を期待致しまして、私の質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、中島一郎君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

これで本日は延会致します。

延会時間 16時 43分